

指定管理者制度を導入した施設の 管理運営状況に関する報告書 【平成21年度版】



平成21年11月

茅ヶ崎市

目 次

I 本報告書について

1 目的	1
2 対象となる施設	2
3 報告事項	3
4 対象期間	3

II 指定管理者を導入した施設の管理運営状況

◎ シートの見方	4
1 レクリエーション・スポーツ施設	
1-1 茅ヶ崎市営体育施設	6
1-2 茅ヶ崎市体育館	10
1-3 茅ヶ崎市総合体育館	12
1-4 茅ヶ崎市屋内温水プール	14
2 基盤施設	
2-1 茅ヶ崎市自転車駐車場	16
2-2 茅ヶ崎市駐車場	20
3 文化施設	
3-1 茅ヶ崎市民文化会館	24
3-2 茅ヶ崎市美術館	26
4 地域集会施設	
4-1 浜須賀会館	28
4-2 海岸地区コミュニティセンター	30
4-3 小和田地区コミュニティセンター	32
4-4 小出地区コミュニティセンター	34
4-5 コミュニティセンター湘南	36
4-6 茅ヶ崎地区コミュニティセンター	38
4-7 南湖会館	40
4-8 鶴嶺東コミュニティセンター	42
5 市民活動サポートセンター	
5-1 茅ヶ崎市民活動サポートセンター	44
6 茶室・書院	
6-1 茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）	46

7 子どもの家

7-1	子どもの家銀河（ぎんが）	48
7-2	子どもの家わいわいハウス	50
7-3	子どもの家わくわくらんど	52
7-4	子どもの家茅っ子（かやっこ）	54
7-5	子どもの家さんぼみち	56

8 障害児（者）施設

8-1	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	58
8-2	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム	60

9 児童クラブ

9-1	茅ヶ崎市今宿児童クラブ	64
9-2	茅ヶ崎市梅田児童クラブ	66
9-3	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ	68
9-4	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ	70
9-5	茅ヶ崎市小出児童クラブ	72
9-6	茅ヶ崎市小和田児童クラブ	74
9-7	茅ヶ崎市松浪児童クラブ	76
9-8	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ	78
9-9	茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ	80
9-10	茅ヶ崎市東海岸児童クラブ	82
9-11	茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ	84
9-12	茅ヶ崎市香川児童クラブ	86

10 高齢者福祉施設

10-1	茅ヶ崎市福社会館	88
10-2	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）	90
10-3	茅ヶ崎市老人憩の家（浜須賀会館）	92
10-4	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）	94
10-5	茅ヶ崎市老人福祉センター	96
10-6	茅ヶ崎市松林ケアセンター	98
10-7	茅ヶ崎市元町ケアセンター	100
10-8	茅ヶ崎市萩園ケアセンター	102

I 本報告書について

1 目的

本市における公の施設※1には、文化施設、スポーツ施設、学校、道路、公園等をはじめ、様々な施設があります。これらの施設の管理については、従来、直営での管理のほか、財団法人茅ヶ崎市都市施設公社等の出資法人その他の団体に管理を委託しており、さらには福祉施設等の一部においては、利用料金制度※2も採用し、市民サービスの向上と効率的な施設管理に努めてきました。

平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が施行されたことにより、「指定管理者制度」が創設されました。このことにより、公共的団体等だけでなく、民間事業者も指定管理者として公の施設の管理を行うことができるようになりました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度と比較すると、指定管理者に公の施設の使用許可権限を付与することで、より管理実態に合わせた管理が可能となることや、民間事業者等のノウハウの発揮により、施設機能のさらなる向上が期待できるなど、施設の利用者へのサービスの向上が図られます。また、民間事業者等が効率的に施設管理を行うことにより、管理にかかる経費の縮減等も見込まれます。

本市においても、平成20年度までに、62施設について指定管理者制度を導入してきました。

本報告書は、平成18年度から平成20年度の決算をもとに作成し、本市における指定管理者制度導入施設の管理運営状況を把握するとともに、施設の管理運営における課題を整理し、公表するものです。

今後も前年度の決算の手続き終了後を目処として毎年度公表していきます。

※1 公の施設とは

地方自治法第244条第1項に基づく、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」のこと。体育館、学校、公民館、道路、公園等。

※2 利用料金制度とは

施設に係る利用料金収入を、管理受託者（指定管理者を含む。）の収入とする制度のこと。原則として収入をもって管理費を賄うので、管理受託者の自立的な経営努力が発揮しやすくなる。また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化が図られる。

2 対象となる施設

本市の公の施設のうち、平成20年度までに指定管理者制度を導入した62施設を、本報告書における対象施設としました。ただし、次に掲げる施設については、本報告書ではそれぞれを1施設としてとりまとめました。

本報告書における施設の名称	施設の名称
茅ヶ崎市営体育施設	茅ヶ崎公園野球場・庭球場
	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場・庭球場
	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場
	堤スポーツ広場多目的競技場・庭球場
茅ヶ崎市自転車駐車場	新栄町第一自転車駐車場
	新栄町第二自転車駐車場
	新栄町第三自転車駐車場
	ツインウェイヴ北自転車駐車場
	ツインウェイヴ南自転車駐車場
	幸町自転車駐車場
	共恵自転車駐車場
	駅南口臨時自転車駐車場
	本宿町自転車駐車場
茅ヶ崎市駐車場	茅ヶ崎駐車場
	ツインウェイヴ自動車駐車場
	東海岸南自動車駐車場
茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム	ふれあい活動ホーム赤羽根
	ふれあい活動ホームあかしあ
	ふれあい活動ホーム第2あかしあ

また、対象施設について、施設の特性に応じて次のとおり区分しました。

- 1 レクリエーション・スポーツ施設
- 2 基盤施設
- 3 文化施設
- 4 地域集会施設
- 5 市民活動サポートセンター
- 6 茶室・書院
- 7 子どもの家
- 8 障害児（者）施設
- 9 児童クラブ
- 10 高齢者福祉施設

3 報告事項

対象となる施設について、施設の設置目的や所在地等の基礎的な情報を示した後、施設の管理運営状況に関する次の事項について取りまとめました。

- 1 指定管理業務の履行状況
- 2 サービス提供の状況
- 3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移
- 4 今後の業務改善に向けた考え方

また、上記事項に関する次の資料について取りまとめました。

- 1 利用者数
- 2 管理運営コストの内訳
- 3 使用料収入
- 4 利用者一人あたりのコスト
- 5 常勤換算後の人数
- 6 施設の稼働率

4 対象期間

本報告書の対象となる事業年度は、平成18年度から平成20年度までとしました。

また、施設によっては、対象期間である平成18年度から平成20年度の途中で指定管理者制度を導入した施設もあります。このような施設については、管理運営コストの把握に当たって、次の考え方に基づいて計算を行いました。

- 指定管理者制度の導入前

市が当該施設の管理運営のために要する費用を管理運営コストとします。

- 指定管理者制度の導入後

指定管理者が当該施設の管理運営のために要する費用を管理運営コストとします。

Ⅱ 指定管理者を導入した施設の管理運営状況

- 1 レクリエーション・スポーツ施設
- 2 基盤施設
- 3 文化施設
- 4 地域集会施設
- 5 市民活動サポートセンター
- 6 茶室・書院
- 7 子どもの家
- 8 障害児（者）施設
- 9 児童クラブ
- 10 高齢者福祉施設

シートの見方

【施設番号 6-1 】

当該施設の概要について記載しています。
なお、自転車駐車場等のように、シート上は1施設で表記しているが、実際の施設は複数ある場合には、個別の施設ごとの概要を別表にてとりまとめました。

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園みどり課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北1－4－50	設置年月日	平成3年11月3日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,017 m ²	延べ床面積	126 m ²
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団（平成18・19年度は財団法人茅ヶ崎市都市施設公社）			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成3年7月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

当該施設の指定管理業務の履行状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じた日本文化の場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年4回の情報更新・意見交換の機会を設け、協定面・仕様書等に定める業務について相互の確認のもとに、適正に管理運営が行われている。

当該施設のサービス提供の状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

2 サービス提供の状況

指定管理者の導入により、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、今年度初めて自主事業を行ったが、夏の「おやこ茶道教室」、冬の「煎茶会入門」とともに参加者から好評であり、翌年以降も引き続き開催する予定である。そのほか、入口門扉の修繕を行うなど、サービス・施設の質の向上に努めている。

当該施設の利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移を、18年度から20年度までの3カ年について、右ページの資料に基づき記載しています。あわせて、推移の要因について、市の所管課のコメントを記載しました。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成20年度も前年度に引き続き利用者数が増加した。ただし、利用件数自体は平成19年度と同数であり、1回あたりの利用人数が多い団体の利用が増えた事が要因と考えられる。
【管理運営コスト】
平成19年度と比べ増加しているが、これは指定管理者の変更に伴うパンフレットおよびホームページの作成費と、また新規自主事業にかかった事業費である。その他のコストは平成19年度とほぼ同額であり、引き続きコスト削減に努めている。
【使用料】
平成20年度より指定管理者が変更し、未納分の取扱いが異なるため使用料が増加しているが、利用件数は19年度と20年度で同数であるため、施設の利用料金収入はほぼ同額となっている。また、20年度より自主事業を開催したため、講座受講料分が増加している。

当該施設の今後の業務改善に向けた考え方について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

4 今後の業務改善に向けた考え方

常設の要望箱およびアンケートのほか、20年度には利用者アンケートをおこなったため、その結果をふまえて施設の整備・改修・利便性の向上などを検討し、実施していくよう指導する。また、美術館との連携や庭園との一体的な利用を含めた指定管理者による自主事業の充実なども検討課題とし、一層の市民サービスを目指す。さらに、ホームページの開設やパンフレット発行など、より幅広い周知を行うことで利用率の向上を図っていく。

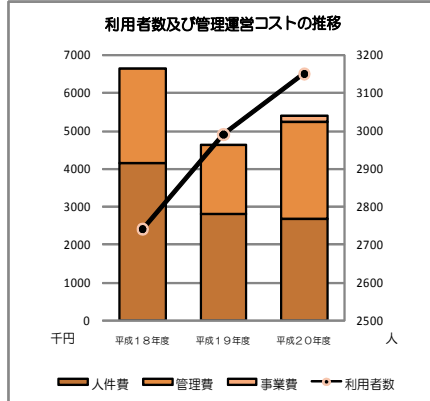
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	2,741	2,991	3,150

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	4,154,457	2,815,821	2,669,911
管理費	2,488,325	1,806,239	2,557,775
事業費	—	—	161,559
合計	6,642,782	4,622,060	5,389,245



当該施設の利用者数、管理運営コストを、平成18年度から平成20年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。(管理運営コストについては、管理形態が管理委託の場合は市が支出したコストを、指定管理者制度の場合は指定管理者が支出したコストを掲載しました。)

また、それらの推移をグラフにて示しました。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	1,676,500	2,132,000	2,417,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	2,423	1,545	1,711

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

当該施設の使用料収入及び利用者一人あたりのコストを、平成18年度から平成20年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.64

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

当該施設に配属されている職員等及び臨時職員等が、常勤換算後、職員等の何人分に相当するのかを記載しました。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
次の間・書院・水屋	44.82	51.79	57.79
茶室・水屋	10.19	11.85	11.04

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

当該施設の会議室等の稼働率を、平成18年度から平成20年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。なお、茅ヶ崎市心身障害児通園施設、茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム及び茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

1 レクリエーション・スポーツ施設

【施設番号 1-1】

施設名	茅ヶ崎市営体育施設		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	別表1-1参照	設置年月日	別表1-1参照	
休場日及び休館日	別表1-1参照			
開場時間及び開館時間	別表1-1参照			
建物規模	敷地面積	別表1-1参照	延べ床面積	別表1-1参照
	会議室等の内容	別表1-1参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18 年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	別表1-1参照			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。20年度内には、利用者の施設利用に関する意識及び満足度を計るためのアンケート調査を行い、利用者の目線に立った改善が行えるよう努めている。年間2回以上の定期的な情報交換および意見交換の他に、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。また、職員研修も充分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎公園野球場のグラウンドコンディションを維持するために、野球のオフ・シーズンにあたる1月から2月に施設を休場し、大規模なメンテナンス整備を行った。この整備は、委託業者を使用せずに指定管理者職員の手により行うことによりコストと効率の両側面から大きな効果が得られた。芹沢庭球場のコート内段差、ひび割れ等の工体にかかる整備を行った。また、堤スポーツ広場の新設に伴って、不足のあった備品・設備についての補充を指定管理者が行い、利用しやすい環境づくりに努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 茅ヶ崎公園庭球場は、18年度1ヶ月間人工芝張替え工事のため使用不可。茅ヶ崎公園野球場は、19年度1月、2月開場を実施（通常は内野グラウンド養生メンテナンスのため閉場、使用不可）。相模川河畔スポーツ公園庭球場は、19年度コート掘り返し整備のため使用不可（4週間）。堤スポーツ広場は、20年4月29日より運用開始。これらのことが利用者数に影響を及ぼしている。

20年度については、雨天等によるコンディション不良時が多かったため利用件数が減少しており、利用者数に影響している。

【管理運営コスト】 20年度人件費及び管理費増加については、堤スポーツ広場新設の影響によるもので、堤スポーツ広場については、正規職員1名の他3名全て嘱託職員を配置して、効率的な管理体制を実施している。

【使用料】 堤スポーツ広場新規開場のため、使用料全体の増加は認められるが、実際は、雨天コンディション不良による使用不可が多かったことによる影響がある。個別では、茅ヶ崎公園野球場は、通常どおり1月・2月に閉場したことや、堤スポーツ広場に利用者が流れた影響で芹沢スポーツ広場庭球場の使用料に減少がみられた。

4 今後の業務改善に向けた考え方

20年度は、業務改善に向けたアンケート調査を庭球場利用者を対象に行ったが、21年度には、その他の施設（野球場や多目的競技場）利用者を対象にして意識・満足度調査を行い、以降定期的に同調査を行いながら、ニーズを計っていく。また、「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、非営利・公益法人である場合の特性を常に発揮させて、得られた利益の市民還元にも努めていく。

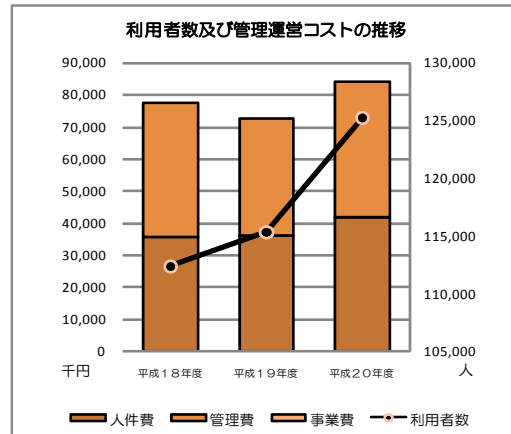
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	112,394	115,350	125,171

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	35,917,828	36,176,569	41,911,206
管理費	41,783,184	36,714,334	42,335,652
事業費	—	—	—
合計	77,701,012	72,890,903	84,246,858



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	11,689,040	12,417,515	16,659,680

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	691	632	673

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	8	11	14.82

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市公園野球場	53.60	52.69	54.69
茅ヶ崎市公園庭球場	96.42	99.59	100.00
相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	26.89	28.74	21.38
相模川河畔スポーツ公園庭球場	97.39	97.53	95.10
芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場	48.03	51.00	52.38
芹沢スポーツ広場庭球場	95.73	94.72	83.50
堤スポーツ広場多目的球技場	—	—	31.93
堤スポーツ広場庭球場	—	—	98.32

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

別表1-1 茅ヶ崎市営体育施設の概要

施設名	茅ヶ崎公園野球場・庭球場		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	平成9年4月1日（改修）		所在地	中海岸3-3-11
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開場時間	茅ヶ崎公園野球場(野球場に限る。)	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②5月から8月までの火曜日から木曜日まで：午前5時30分から午後5時15分まで。 ③①及び②に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
	茅ヶ崎公園野球場(会議室に限る。)及び茅ヶ崎公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
建物規模	敷地面積	26,422 m ²	会議室等の内容	更衣室・本部室・役員室・記者室・身障者客室・会議室
	延べ床面積	3,148 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成9年4月1日改修整備。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場・庭球場		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	昭和44年6月1日		所在地	中島1475-2
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開場時間	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	午前8時30分から午後5時15分まで。		
	相模川河畔スポーツ公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
建物規模	敷地面積	24,000 m ²	会議室等の内容	事務室・更衣室
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和44年6月1日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	昭和57年7月23日		所在地	芹沢430-3
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開場時間	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。			
建物規模	敷地面積	14,479 m ²	会議室等の内容	事務室・更衣室
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和57年7月23日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	堤スポーツ広場多目的競技場・庭球場		施設所管課	スポーツ課	
施設の設置目的		スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	平成20年4月29日		所在地	堤1316	
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。				
開場時間	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。				
建物規模		敷地面積	7,200 m ²	会議室等の 内容	事務室・更衣室
		延べ床面積	－ m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成20年度	
施設の沿革	平成20年4月29日開場。平成20年度から指定管理者制度導入。				

【施設番号 1-2 】

施設名	茅ヶ崎市体育館		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	十間坂3-6-5	設置年月日	昭和41年4月1日	
休場日及び休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後9時15分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,942 ㎡	延べ床面積	2,338 ㎡
	会議室等の内容	競技場・柔剣道場・多目的室・卓球練習場		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	昭和41年4月1日開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。年間2回以上の定期的な情報交換および意見交換の他に、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。また、総合体育館に体育館管理事務所長として責任者を置き、茅ヶ崎市体育館は、高齢者雇用促進の趣旨にも伴い、嘱託職員を中心に配置して効率のよい管理体制で業務が行われている。さらに、職員研修も充分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

ラケット(卓球、バドミントン)、ボール等の用具無料貸出を行い、気軽に施設利用できる環境整備や、利用者健康配慮として熱中症予防を呼びかける定期的な放送の実施や掲示による呼びかけを行った。また、施設改修時に不足のあった設備・備品についての補充を指定管理者が行い、利用しやすい環境づくりに努めた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年1月~4月は、施設改修(耐震)工事だったため、19、20年度は利用者数減少傾向にあるものの、実質増加傾向にある。特に卓球練習場が改修後に増設されたことによる個人利用の増加があった。また、施設リニューアル後も使用料据え置き効果もあり、柔剣道場及び多目的室で著しい稼働率の上昇があった。

【管理運営コスト】 18、19年度は、指定管理者の事務局が所在しており、その在籍職員が管理業務を兼務していたため、茅ヶ崎市体育館単独の人員費用としては、20年度に増加した。管理費については、改修工事期間の影響で19、20年度は減少している。

【使用料】 1ヶ月(20年度4月期)の改修工事期間にもかかわらず、20年度使用料が対18年度比26%増なのは、卓球練習場の施設増加と、柔剣道場及び多目的室の利用増加に伴うもの。

4 今後の業務改善に向けた考え方

20年度は、業務改善に向けたアンケート調査を総合体育館利用者を対象に行ったが、21年度には、茅ヶ崎市体育館利用者を対象にして意識・満足度調査を行い、以降定期的に同調査を行いながら、ニーズを計っていく。また、「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、非営利・公益法人である場合の特性を常に発揮させて、得られた利益の市民還元につとめていく。

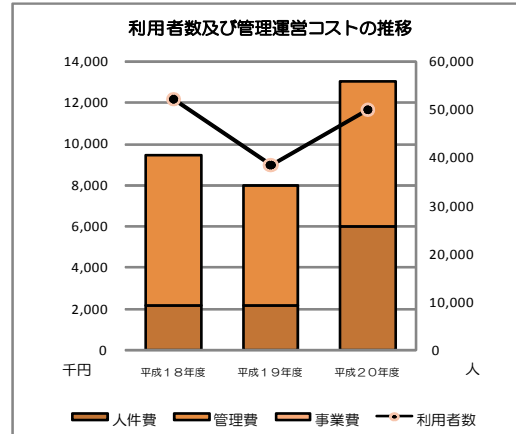
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	52,053	38,411	49,905

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	2,144,089	2,155,145	5,995,970
管理費	7,346,848	5,811,797	7,048,527
事業費	—	—	—
合計	9,490,937	7,966,942	13,044,497



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	2,653,530	2,044,810	3,347,140

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	182	207	261

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	3.45

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市体育館 競技場	93.37	94.96	94.30
茅ヶ崎市体育館 柔剣道場	67.74	68.38	77.91
茅ヶ崎市体育館 多目的室	77.92	79.67	92.53

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 1-3】

施設名	茅ヶ崎市総合体育館		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	茅ヶ崎1-9-63	設置年月日	平成元年5月9日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後9時15分までとする。			
建物規模	敷地面積	10,512 m ²	延べ床面積	12,251 m ²
	会議室等の内容	第一体育室・第二体育室・柔剣道場・弓道場・多目的室・オーケストラ室・会議室・ジョギングコース・トレーニング室・卓球練習場		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成20年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成元年5月9日開館。平成20年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。20年度内には、利用者の施設利用に関する意識及び満足度を計るためのアンケート調査を行い、利用者の目線に立った改善が行えるよう努めている。年間2回以上の定期的な情報交換および意見交換の他に、重要な案件については、適宜会議の場を持ち協議を行っており、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。また、職員研修も充分に行われており良好である。

2 サービス提供の状況

利用者提案を元に地下駐車場方向表示の変更と鮮明化の改善を行い、施設省エネルギー化の取り組みとして、利用者に節電を呼びかけるなどとして電気の使用量の削減化に成功した。ラケット（卓球、バドミントン）、ボール等の用具無料貸出を行い、気軽に施設利用できる環境整備や、利用者健康配慮として熱中症予防を呼びかける定期的な放送の実施や掲示による呼びかけを行った。また、従来少なかった館内誘導案内を見直し、館内地図等を追加し、利用しやすい環境づくりを行った。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度1月～3月の第一体育室（柔剣道場は3月のみ）改修工事のための使用不可期間を踏まえると、利用者数は減少傾向にあるものの、稼働率ではほぼ横ばいである。利用者数は、使用した団体の登録団体人数が反映されて集計されているため、比較的人数登録の利用が多かったと推測される。

【管理運営コスト】 高齢者雇用促進の趣旨もあり、係員を嘱託職員中心に配置して、人件費の抑制に取り組んだ。省エネ活動により電気使用量などの削減はできたが、原油高騰に伴う光熱源使用価格の高騰に会い、結果として使用料の削減には反映できなかった。

【使用料】 対前年度比約190万円増については、平成19年度内改修工事による使用不可期間の影響によるもので、近年はほぼ横ばい状態といえる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

20年度は、業務改善に向けたアンケート調査を総合体育館利用者を対象に行ったが、得られた意見を参考に改善できるところは改善を行い、以降定期的に同調査を行いながら効果とニーズを引き続き計って行く。また、「施設の利益は利用者サービスに反映する」ことを重視し、非営利・公益法人である場合の特性を常に発揮させて、得られた利益の市民還元につとめていく。

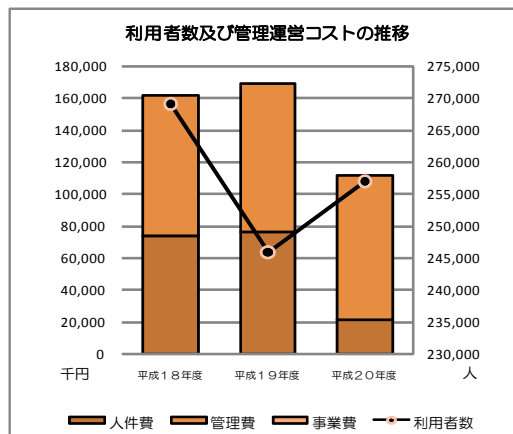
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (直営)	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	269,067	245,942	256,932

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (直営)	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	73,665,179	76,510,772	21,413,318
管理費	88,475,451	93,019,390	90,409,823
事業費	—	—	—
合計	162,140,630	169,530,162	111,823,141



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (直営)	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	20,082,510	18,308,680	20,203,520

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (直営)	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	603	689	435

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	14	8.96

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (直営)	平成19年度 (直営)	平成20年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市総合体育館 第一体育室	85.77	89.21	89.31
茅ヶ崎市総合体育館 第二体育室	95.32	97.49	96.33
茅ヶ崎市総合体育館 柔道場	73.34	77.58	77.45
茅ヶ崎市総合体育館 剣道場	83.36	87.27	80.12
茅ヶ崎市総合体育館 弓道場	100.00	100.00	100.00
茅ヶ崎市総合体育館 多目的室	89.99	91.52	87.68
茅ヶ崎市総合体育館 オークストラ室	87.68	89.44	91.64
茅ヶ崎市総合体育館 第一会議室	56.27	54.02	52.74
茅ヶ崎市総合体育館 第二会議室	37.46	34.63	38.18

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 1-4 】

施設名	茅ヶ崎市屋内温水プール		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	萩園820	設置年月日	昭和56年4月1日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時30分から午後8時45分まで。			
建物規模	敷地面積	4,622 m ²	延べ床面積	1,076 m ²
	会議室等の内容	大人用プール(25メートル5コース)、子供用プール、採暖室、事務室		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.2.28	
施設の沿革	昭和56年4月1日開館、平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

休止中のため未記載

2 サービス提供の状況

休止中のため未記載

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
休止中のため未記載

【管理運営コスト】
休止中のため未記載

【使用料】
休止中のため未記載

4 今後の業務改善に向けた考え方

休止中のため未記載

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (休止中)
利用者数	65,920	53,677	—

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (休止中)
人件費	9,821,710	7,446,697	—
管理費	58,774,733	47,812,717	—
事業費	—	—	—
合計	68,596,443	55,259,414	—

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (休止中)
使用料	10,288,300	7,461,300	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

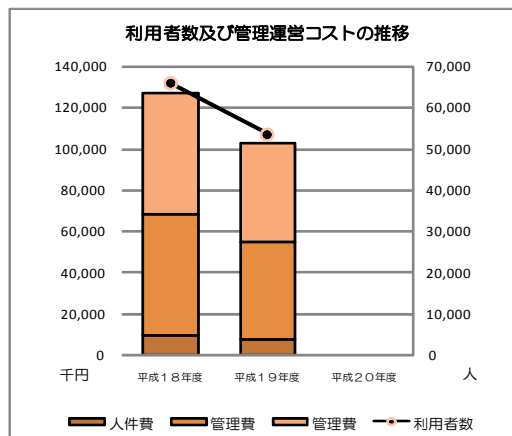
項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (休止中)
コスト	1,041	1,029	—

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	—	—

●施設の稼働率

※茅ヶ崎市屋内温水プールは定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※休止中のため未記載

2 基盤施設

【施設番号 2-1】

施設名	茅ヶ崎市自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
所在地	別表2-1参照	設置年月日	別表2-1参照	
休場日	1月1日から同月3日までとする。			
供用時間	午前6時から午後10時までとする。ただし、駅南口臨時自転車駐車場にあっては午前9時から午後9時までと、ツインウェイ南自転車駐車場にあっては午前7時から午後10時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表2-1参照	延べ床面積	別表2-1参照
	会議室等の内容	別表2-1参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	別表2-1参照			

1 指定管理業務の履行状況

通勤・通学または駅周辺への買い物等で、自転車を利用する市民の利便に資することを目的として設置された自転車駐車場について、より多くの市民が利用しやすいように、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、自転車駐車場の管理に努めている。

指定管理者とは年3回以上協議し、情報交換及び意見交換を行っている。

業務内容については、条例・規則を遵守し、仕様書・協定書等に定められている業務を、適正に実施している。

2 サービス提供の状況

本年度より長期滞留自転車の撤去移動及び処分を実施し、より多くの方々の施設利用を可能とする取り組みを開始した。

指定管理者制度による利用料金制度の特性を生かし、施設利便性の向上への取り組みと施設の安全確保を目的として防犯カメラの増設、施設周辺のフェンスの増設などを実施している。また、市と協議のうえ幸町自転車駐車場の原動機付自転車駐車スペースの路盤改修などの大規模修繕も行った。

施設職員に対して研修を行い、接遇の向上、消防設備使用方法など施設管理に必要な生きた知識・技術の習得に努めている。利用者ニーズを把握のために、利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置し、質の高いサービスの提供に努めている。クレームへの対応は、各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、職員による解決策・再発防止策を組織的に対応している。また、施設の省エネルギー化の取り組みも実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成20年度の利用者数は前年対比で2.1%減少した。自転車・原動機付自転車ともに概ね減少の傾向にある。原因として前年度に比べ新栄町自転車駐車場における学生の定期利用者が減ったことがあげられる。また、雨天時が多く自転車等の利用が減ったことも原因として推測される。
【管理運営コスト】
平成20年度は、前年対比で2.1%の支出減となっている。原因は管理経費の減少であるが、これは平成19年度に市と協議のうえ積極的に大規模改修を実施した結果、修繕費が多くなっていたことによるもので、施設管理に係るランニングコストに関しては、ほぼ前年度と同額である。
【使用料】
平成19年度に比べ、約296万円の減額となった。原因として前年度に比べ新栄町自転車駐車場における学生の定期利用者が減ったことがあげられる。また、雨天時が多く自転車等の利用が減ったことも原因として推測される。

4 今後の業務改善に向けた考え方

幸町自転車駐車場の定期券購入時の混乱が拡大しつつあるため、当該施設の利用実状の調査を進め、適正な管理運営のあり方についての検討を行う。また、ツインウェイ北自転車駐車場原動機付自転車の収容スペースについて、現状で収容に余裕が認められるため、この部分の効率利用の検討も進める。

継続の案件としては、引き続き回数券の販売を検討し、新たな利用者の開拓に努める。

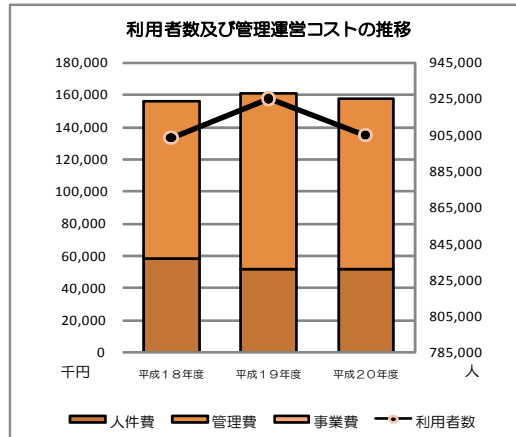
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	903,278	924,898	905,019

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	58,120,984	51,554,782	51,609,706
管理費	98,232,569	109,645,129	106,213,432
事業費	—	—	—
合計	156,353,553	161,199,911	157,823,138



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	233,465,750	241,435,550	238,477,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	173	174	174

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	8	113	68.25

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
新栄町第一・第二・第三自転車駐車場	77.80	81.70	80.90
ツインウェイ北自転車駐車場	90.70	93.10	95.80
ツインウェイ南自転車駐車場	109.10	118.50	117.60
幸町自転車駐車場	112.50	114.40	111.30
共恵自転車駐車場	100.50	99.40	94.60
駅南口臨時自転車駐車場	157.20	161.70	158.40
本宿町自転車駐車場	99.80	99.60	103.40

※茅ヶ崎市自転車駐車場は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 日平均利用台数 (年間総利用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$

別表2-1 茅ヶ崎市自転車駐車場の施設の概要

施設名	新栄町第一自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和57年3月1日		所在地	新栄町13-45
建物規模	敷地面積	686 m ²	会議室等の内容	立体自走式3層 収容台数1,992台（自転車）
	延べ床面積	1,609 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和57年3月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	新栄町第二自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成2年11月8日		所在地	新栄町13-45
建物規模	敷地面積	761 m ²	会議室等の内容	立体自走式4層 収容台数2,377台（自転車）
	延べ床面積	2,435 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成2年11月8日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	新栄町第三自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成10年2月11日		所在地	新栄町12-12
建物規模	敷地面積	571 m ²	会議室等の内容	平面平置式（地下1階） 収容台数556台（自転車）
	延べ床面積	3,361 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成10年2月11日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	ツインウェイ北自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	原付：平成7年5月20日、自転車：平成8年4月1日		所在地	新栄町3-34
建物規模	敷地面積	2,372 m ²	会議室等の内容	平面平置式 収容台数500台（自転車） 500台（原動機付自転車）
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成7年5月20日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	ツインウェイ南自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成8年4月1日		所在地	共恵1-9-15
建物規模	敷地面積	1,464 m ²	会議室等の内容	平面平置式 収容台数490台（自転車）
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成8年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	幸町自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和60年4月1日			所在地	幸町2 1－7
建物規模	敷地面積	844 ㎡		会議室等の 内容	立体自走式4層 収容台数2,707台（自転車） 235台（原動機付自転車）
	延べ床面積	2,159 ㎡			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成1 8 年度
施設の沿革	昭和6 0 年 4 月 1 日開設。平成1 8 年度から指定管理者制度導入。				

施設名	共恵自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成18年7月1日			所在地	共恵1－2－13
建物規模	敷地面積	91 ㎡		会議室等の 内容	平面平置式 収容台数94台（自転車）
	延べ床面積	－ ㎡			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成18年7月1日開設。開設から指定管理者制度導入。				

施設名	駅南口臨時自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成5年9月1日			所在地	元町1－1
建物規模	敷地面積	249　㎡		会議室等の 内容	平面平置式 収容台数170台（自転車）
	延べ床面積	－　㎡			
指定管理者	財団法人　茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18　年度
施設の沿革	平成5年9月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	本宿町自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和62年12月12日、平成9年10月1日拡張			所在地	本宿町11-59
建物規模	敷地面積	1,100 m ²		会議室等の 内容	立体自走式3層 収容台数1,454台（自転車） 242台（原動機付自転車）
	延べ床面積	2,337 m ²			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革 昭和62年12月12日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。					

【施設番号 2-2 】

施設名	茅ヶ崎市駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
所在地	別表2-2参照	設置年月日	別表2-2参照	
休場日	1月1日から同月3日までとする。			
供用時間	①茅ヶ崎駐車場及びツインウェイヴ自動車駐車場：午前0時から午後12時まで。②東海岸南自動車駐車場：午前8時30分から午後5時まで（7月及び8月にあっては、午前7時から午後6時まで）。			
建物規模	敷地面積	別表2-2参照	延べ床面積	別表2-2参照
	会議室等の内容	別表2-2参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18 年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	別表2-2参照			

1 指定管理業務の履行状況

市街地において確保することにより、道路交通の円滑化を図り市民の利便に資す目的として設置された自動車駐車場を、多くの市民が利用しやすいように、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、駐車場の環境整備に努めている。指定管理者と年3回以上協議を行い情報交換及び意見交換を行っている。業務内容については、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務も適正に実施している。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度による利用料金制度の特性を生かし、施設利便性の向上への取り組みと施設の安全確保を目的として、茅ヶ崎駐車場の車止めの修繕等老朽化対策を積極的に行った。

施設職員に対して研修を行い、接遇の向上、消防設備使用方法など施設管理に必要な生きた知識・技術の習得に努めている。

利用者ニーズを把握のために、利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置し、質の高いサービスの提供に努めている。また、東海岸南自動車駐車場利用者を対象とした施設サービスに関するアンケート調査を実施し、職員の接遇態度などに関しては、概ね良好との評価を得ている。クレームへの対応は、各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、職員による解決策・再発防止策を組織的に対応している。また、施設の省エネルギー化の取り組みも実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 茅ヶ崎自動車の利用者数は前年度に比べ利用者数は増加している。ツインウェイヴ自動車駐車場と東海岸自動車駐車場については、減少傾向にある。3か所の自動車駐車場全体の合計としては、ほぼ横ばいと言える。
【管理運営コスト】 平成20年度は、前年対比で、3.6%の支出増となっている。管理費は減少しているが、人件費が増加している。人件費増加の原因は、平成18年度までの団体スリム化計画による人員削減を進めた結果、茅ヶ崎駐車場において施設維持管理面に職員が時間を充てることが困難な状況を招いたため、この部分のシフトを修正したことによる。
【使用料】 平成20年度は、前年対比で、3%の収入減となっている。原因としては、ツインウェイヴ自動車駐車場の利用者の減少がある。また、東海岸南自動車駐車場においては、サーフィン目的の夏期利用者が著しく減少した(浸食により海岸地形が変化し、サーフポイントが移動したため)ことによるものと考えられる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成20年度に実施した東海岸南自動車駐車場のアンケート結果を踏まえ、最も利用者要望の多かったトイレ設備の交換・改修を進める。また、茅ヶ崎駐車場の二輪自動車の収容スペースに関して、現状として収容台数の範囲内であっても、収容スペース以外の場所に駐車をする状況にあるので、二輪自動車収容スペースの見直しについて、協議調整をすすめていく。

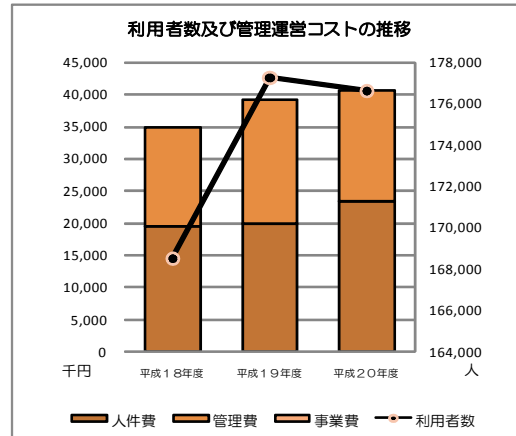
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	168,557	177,258	176,649

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	19,599,169	19,957,754	23,412,411
管理費	15,315,009	19,328,144	17,291,088
事業費	—	—	—
合計	34,914,178	39,285,898	40,703,499



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	77,416,200	80,486,300	78,093,450

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	207	222	230

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	15	10.29

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
茅ヶ崎駐車場	62.70	70.40	71.00
ツインウェイヴ自動車駐車場	299.00	260.00	248.50
東海岸南自動車駐車場	96.30	81.30	76.50

※茅ヶ崎駐車場は利用率とします。

※利用率 = $\frac{1 \text{ 日平均利用台数 (年間総利用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$

別表2-2 茅ヶ崎市駐車場の施設の概要

施設名	茅ヶ崎駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和57年4月1日			所在地	茅ヶ崎2-2-20
建物規模	敷地面積	5,032 ㎡		会議室等の内容	自走、緩傾床の直角駐車式 収容台数477台 63台（バイク）
	延べ床面積	10,050 ㎡			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	昭和57年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	ツインウェイヴ自動車駐車場			施設所管課	安全対策課	
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため				
設置年月日	平成8年4月1日			所在地	新栄町5321－10	
建物規模		敷地面積	847 ㎡	会議室等の 内容	平面駐車 収容台数22台	
		延べ床面積	－ ㎡			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度	
施設の沿革	平成8年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。					

施設名	東海岸南自動車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	平成11年7月1日			所在地	東海岸南6－8955－1
建物規模		敷地面積	1,895 ㎡	会議室等の内容	平面駐車 収容台数22台
		延べ床面積	－ ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成11年7月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

3 文化施設

【施設番号 3-1 】

施設名	茅ヶ崎市民文化会館		施設所管課	文化推進課
施設の設置目的	市民の文化の向上を図るため			
所在地	茅ヶ崎 1－1 1－1	設置年月日	昭和55年10月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	9,692 ㎡	延べ床面積	8,795 ㎡
	会議室等の内容	大ホール、小ホール、展示室、会議室、練習室等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	昭和55年10月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

引き続き、施設の目的である文化芸術の振興を図り、市民が利用しやすい文化施設の環境の整備に努め、利用者の満足度を高める努力をしている。また、指定管理者と日常的に情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

従業員に対する内部研修を行いサービスの質の向上に努めており、アンケート結果や利用者の声から、施設環境の整備や接遇について良好な評価を受けている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 開館日を、平成18年度に18日間、平成19年度にも18日間の合計36日間増加させた。平成18年度は、1月中旬から3月中旬までの2ヶ月間、全館工事により使用不可であったため、平成17年度の利用者数に比して減少しているが、1ヶ月当たりの利用者数は増加している。平成19年度は、利用者数が大幅に増加した。平成20年度も、平成19年度と比較し、更に増加した。
【管理運営コスト】 平成18年度は、事務局長と総務課長を兼任とし、人件費を削減するなど、平成17年度と比較し減少した。平成19年度は、燃料費及び光熱水費の高騰や季節要因により、コストが増加した。平成20年度も、燃料費及び光熱水費の高騰や季節要因により、平成19年度と比較し、更にコストが増加した。
【使用料】 平成18年度は、1月中旬から3月中旬までの2ヶ月間、全館工事により使用不可であったため、減少しているが、平成19年度は、大幅に増加した。平成20年度も、平成19年度と比較し、更に増加した。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市民文化の向上のため、施設の公平・平等な施設利用を確保し、施設利用に対する説明・相談の徹底、アンケート等の実施により、施設の管理運営に対する意見を調査・把握し、利用者の満足度の高い施設管理を目指す。また、ハード面においては、今後、耐震補強及び大規模改修を行うことにより、誰もが安全・安心に利用でき、環境負荷の低減を実現し、市民の文化・芸術活動の創造・発表・鑑賞の中心の場となる施設づくりを行い、安全性及び利便性をより高める。

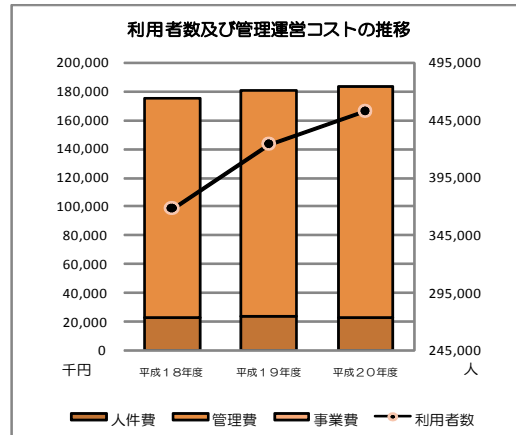
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	368,220	423,923	452,613

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	23,357,067	23,859,482	22,937,631
管理費	151,802,115	157,065,064	160,592,322
事業費	—	—	—
合計	175,159,182	180,924,546	183,529,953



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	53,747,866	60,464,026	64,684,067

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	476	427	405

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	4	3	6.65

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
大ホール	71.40	69.20	72.50
小ホール	76.20	76.40	77.90
展示室	64.20	69.70	72.10
会議室	45.80	46.40	51.40
練習室	52.20	54.50	57.10

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-2 】

施設名	茅ヶ崎市美術館		施設所管課	文化推進課
施設の設置目的	郷土の芸術文化を後世に伝えるとともに、市民の創作活動及び次世代を担う青少年の創造力の育成を図り、広く芸術文化の向上に寄与するため			
所在地	東海岸北1-4-45	設置年月日	平成10年4月24日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前10時から午後6時(11月から翌年3月までにあつては、午後5時)までとする。ただし、午後5時30分(11月から翌年3月までにあつては、午後4時30分)以降は、入館することができない。			
建物規模	敷地面積	3,956 m ²	延べ床面積	1,500 m ²
	会議室等の内容	展示室1・2・3、アトリエ、図書コーナー、エントランスホール等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1~H22.3.31	
施設の沿革	平成10年4月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

引き続き、郷土美術館として地域の特性を活かした事業展開に努めており、絵画愛好家のニーズをとらえた企画等を充実させ成果を上げる努力をしている。また、指定管理者と日常的に情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認のもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

茅ヶ崎にゆかりのある作品の展覧会だけではなく、全国的に著名な岡本太郎や日本近代洋画家の作品を集めた展覧会を行うなど、郷土美術館の範疇を超え、企画展の充実を図った。また、市民参加型のワークショップ、企画展に関連したコンサートやギャラリートーク等を行い、多彩な事業を展開した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成18年度は、企画展の萬鉄五郎展の大成功により、利用者数が例年と比べると大幅に増加している。平成19年度は、平成18年度の利用者数には届かなかったが、平成17年度と比較すれば、大幅に増加している。平成20年度は、利用者数が減少している。
【管理運営コスト】
平成18年度は、人件費の抑制策により平成17年度と比べると微減となった。平成19年度は、平成18年度と比べると人件費が増加したが、総額ではほぼ横ばいとなっている。平成20年度は、学芸員を2名体制へ戻したため、人件費が増加したが、管理費は減少した。
【使用料】
平成18年度は、企画展の萬鉄五郎展の大成功により、使用料が例年と比べると大幅に増加している。平成19年度は、平成18年度の使用料には届かなかったが、平成17年度と比較すれば、大幅に増加している。平成20年度は、減少しているが、平成17年度と比較すれば、増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

郷土美術館として、「茅ヶ崎らしさ」をテーマにして、現在までに蓄積してきたノウハウを生かし、今まで以上に市民に親しまれる地域に根ざした美術館を目指す。さらなる企画展の充実を図り、松籟庵とのコラボレーション事業等を計画することにより、より質の高い芸術文化活動としての創造育成事業、教育普及事業を推進する。

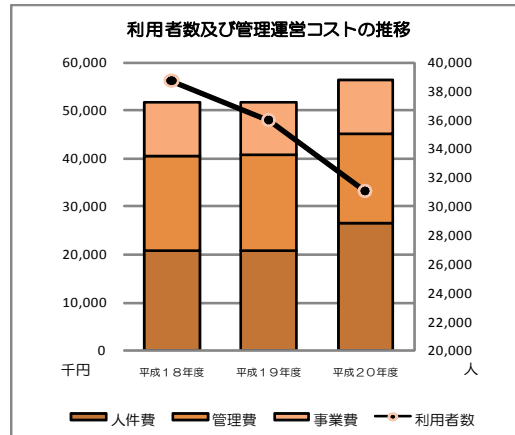
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	38,718	35,991	31,048

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	20,777,671	20,973,044	26,551,967
管理費	19,657,733	19,741,677	18,635,914
事業費	11,160,979	11,022,344	11,227,716
合計	51,596,383	51,737,065	56,415,597



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	4,637,680	3,615,754	2,758,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	1,333	1,438	1,817

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	13	8.77

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
展示室1・2・3	71.90	83.70	78.70
アトリエ	53.60	68.30	60.52

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

4 地域集会施設

【施設番号 4-1 】

施設名	浜須賀会館		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	松が丘2－8－63	設置年月日	昭和59年4月26日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 m ²	延べ床面積	231 m ²
	会議室等の内容	1 階：新会議室、調理室 2 階：第1 集会室、第2 集会室、図書コーナー ※老人憩の家との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和59年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民による管理施設として完成し、1 階に老人憩の家、調理室(63年度増築)2 階に地域集会施設を設け、地域活動の推進を図っている。また、市民の学習、集会、レクリエーション並びに老人の集う場を提供し、住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成することを目的としている。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

管理運営について、年間を通して会館窓口を中心として利用者からの意見・要望、苦情を収集、定期的に役員会、運営委員会で検証し、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努め、運営に反映させた。自主事業としては、会館を広く周知し、地域住民の利用促進を図るための「浜須賀会館だより」(年4回)の発行、シニアエアロビクス教室(年24回開催)、料理教室(年2回開催)、各種講演会など、地域に根ざした事業を数多く行い、地域のきずなを深めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度は、全体の利用者数が18,104人で19年度の16,957人より増加している。理由としては、図書館ネットワークシステムの改善により、図書室利用増加したことも要因の1つと考えられる。
【管理運営コスト】 図書コーナーの人件費が増加したため、全体的な管理運営コストも上がっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

1 階の大広間と和室は区分が老人憩の家であり、申請時に高齢者が優先されるため、若年層の利用が難しい。子育て支援・若い母親間でふれあいの場(豊敷き)を提供して欲しいとの声も多く、高齢者優先の予約申請を再考する時期にきている。また、図書コーナーでは、本の貸し出し・返却業務に時間を要しているとの声があるので、全ての時間帯に人員を確保し、より一層の市民サービスを目指すよう指導する。

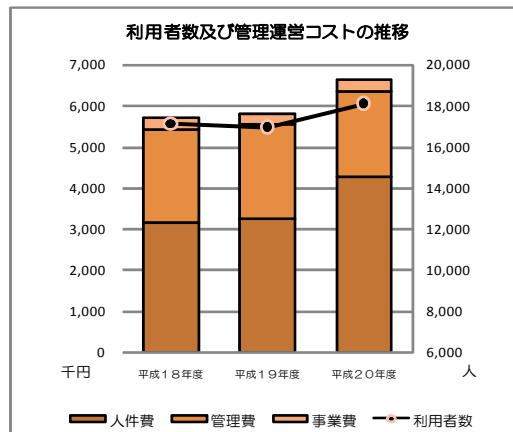
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	17,138	16,957	18,104

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	3,150,697	3,264,107	4,291,821
管理費	2,270,321	2,296,917	2,048,763
事業費	280,621	246,340	310,738
合計	5,701,639	5,807,364	6,651,322



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	333	342	367

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	3.42

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
新会議室	33.55	36.82	33.66
調理室	8.93	18.74	17.97
集会室	64.94	64.71	65.80
第1集会室	4.47	4.58	4.68
第2集会室	4.35	3.49	3.59

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-2 】

施設名	海岸地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	東海岸北5－16－20	設置年月日	昭和61年4月24日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	435 m ²	延べ床面積	141 m ²
	会議室等の内容	1階：第1和室、第2和室、ロビー 2階：大ホール、会議室		
指定管理者	海岸地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和61年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーションの場を提供し、市民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふありあけのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

役員及び事務局職員による会議を毎月1回開催し、利用者からの要望事項も可能な範囲で反映できるよう運営している。受付業務について施設の申し込みが重複した場合などは、当事者の話し合いにより決定し、1団体4回/月の利用制限を原則とし、広く平等に開放するように努めている。自主事業としては、年2回のコミセンだよりの発行、10月に防災懇話会「最近の犯罪事情と防犯対策について」の実施、3月には「父 城山三郎を語る」について講演会を開催した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 年々少しずつではあるが利用者数が増加している。施設自体は他のコミセンに比べ小規模だが、住宅街に位置し、自主事業の定着等で確実に利用者を伸ばしている。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては微増であり、安定した管理運営を実施している。しかし、開館して22年が経過し、給排水・空調設備等修繕費の増加が今後予想される。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

付帯施設の保守管理を定期的実施しているが、真夏に空調機が故障し、利用者に迷惑をかけた。建物をはじめ付帯設備にも老朽化が目立つため、修繕等の費用がかかることが予想される。

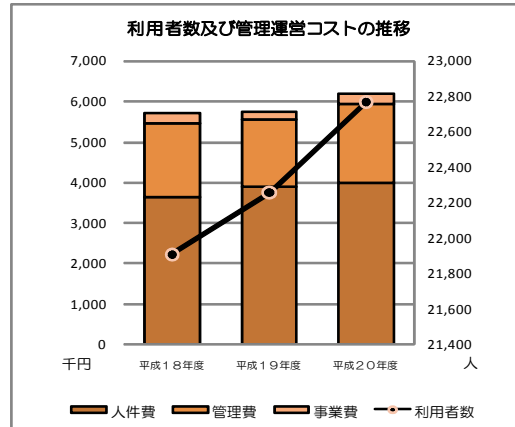
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	21,912	22,258	22,767

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	3,650,967	3,913,606	3,979,728
管理費	1,830,338	1,636,201	1,966,427
事業費	234,494	206,193	261,993
合計	5,715,799	5,756,000	6,208,148



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	261	259	273

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.90

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
第1和室	12.30	17.61	15.30
第2和室	3.70	3.57	4.48
第1・第2和室	5.26	7.02	11.91
小ホール(ロビー)	24.50	25.45	21.13
大ホール	67.97	79.38	77.05
会議室	42.81	42.59	40.77

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-3 】

施設名	小和田地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	小和田 1－2 2－6 0		設置年月日	昭和63年4月26日
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	685 ㎡	延べ床面積	215 ㎡
	会議室等の内容	1階：大広間1、大広間2、ラウンジ、図書コーナー 2階：第1会議室、第2会議室、調理室 ※子どもの家銀河(ぎんが)との複合施設		
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和63年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放し、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、市民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

役員と事務職員の打ち合わせを定期的に行い、利用者からの意見や要望、利用者に協力してもらいたいこと等、利用者へのサービスの視点にたって協議し実施した。自主事業としては、消防、病院等の関係機関の事業へ積極的に協力し、広報紙の発行(年3回)、7月に「囲碁大会」(24名参加)の開催、8月に「夏休みこども映画会」(約70名参加)の開催、11月に「コミセンまつり」、12月に「包丁砥ぎ講習会」(38名参加)の開催、2月に「七福神めぐり」(48名参加)等様々な行事を実施し、地域との連携を深めた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は平成19年度と比較すると、若干の増加となっている。図書館ネットワークシステムが定着してきたものと考えられる。
【管理運営コスト】 図書コーナーの人件費や印刷機、コピー機のリースが増えたため、若干の増加となっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

開館して20年以上経過したため、設備面を含め、今後もより一層の市民サービス向上を目指すよう指導する。

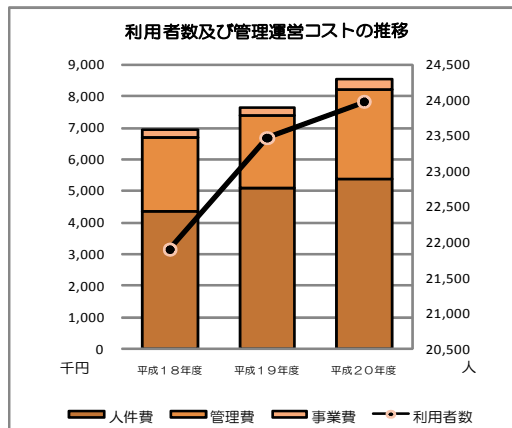
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	21,904	23,464	23,963

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	4,349,837	5,079,602	5,401,676
管理費	2,356,704	2,324,934	2,804,662
事業費	228,784	232,698	321,558
合計	6,935,325	7,637,234	8,527,896



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	317	325	356

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	2.92

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
大広間1	44.80	37.24	34.75
大広間2	37.81	35.49	31.48
大広間	14.64	17.42	20.00
第1会議室	60.87	61.01	60.00
第2会議室	45.90	43.61	45.90
調理室	16.71	25.30	19.13

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-4 】

施設名	小出地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	堤1948-1	設置年月日	平成5年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,893 m ²	延べ床面積	373 m ²
	会議室等の内容	1階：大会議室、和室1、和室2 2階：第1会議室、調理室 3階：第2会議室、第3会議室 ※子どもの家わいわいハウスとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成5年8月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放し、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、市民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

施設利用については、利用者多数の場合は協議し、利用者団体に平等に開放するよう努めている。また、当館独自の利用案内を作成し、窓口で配布するとともにホームページでも情報を発信している。自主事業としては、「小出コミセンだより」(年4回)の発行、7月の「小出コミセンまつり」(約2,040名参加)を開催した。また、地域の大人として子どもたちの話し相手になるなど健全育成に力を入れるなど、地域を上げて積極的に事業展開している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度と平成20年度を比較すると、自主事業の強化により、利用者数は増加となった。
【管理運営コスト】 平成19年度よりも平成20年度ではコピー機のリースが増えたため、事業費が増加をしている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

20年度より皆楽荘が新たに指定管理施設に加わり、今後もより一層のスムーズな管理運営を実施する。

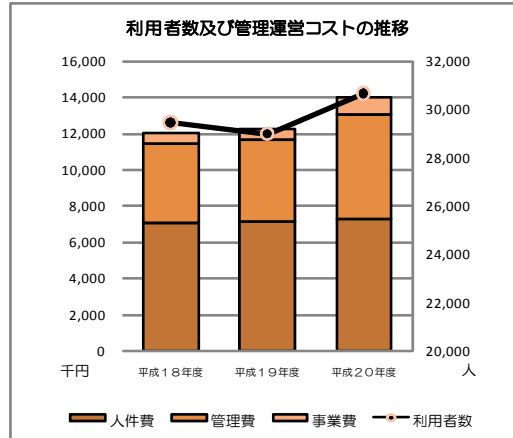
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	29,450	28,986	30,656

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	7,074,013	7,180,460	7,319,384
管理費	4,394,633	4,521,112	5,740,924
事業費	537,145	531,654	946,853
合計	12,005,791	12,233,226	14,007,161



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	408	422	457

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	9	3.76

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
大会議室	75.62	77.07	76.14
和室1・2	33.41	29.39	24.18
第1会議室	53.22	49.01	51.63
調理室	8.30	8.95	10.24
第2会議室	0.43	100.00	99.67
第3会議室	12.89	75.61	73.64

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-5 】

施設名	コミュニティセンター湘南		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	888 m ²	延べ床面積	267 m ²
	会議室等の内容	1階：第1会議室、第2会議室、和室1、和室2、調理室 2階：大会議室 ※子どもの家わくわくらんととの複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集会施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放し、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、市民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

会議室の利用については、定例会等で話し合い、地域住民の施設の平等利用及びサービス向上に努めた。自主事業としては、「奥の細道講座」(全21回、約1,050人参加)の開催、「料理講習会」の開催、「着物着付け教室」の開催、10周年記念「子どもコミセンまつり」(586人参加)を開催し、好評を得た。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成19年度と平成20年度を比較すると、自主事業は例年どおり実施したものの、9月の利用減(H19:1,941人 → H20:1,748人)が影響し、利用者は減少した。

【管理運営コスト】
人件費が横ばいであるものの、印刷機、コピー機のリース代が増えたため、全体的には増加の傾向がみられる。

【使用料】
設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

自転車利用者から置き場の雨よけの設置について、従来より要望が多かったため、平成20年度にて設置をした。また、公共交通機関を使用して来館するには不便な立地にあるため、今後は、都市政策課で定めた乗合交通整備計画で予定されているコミュニティバスのルート及び停留所の設置を働きかけていく。

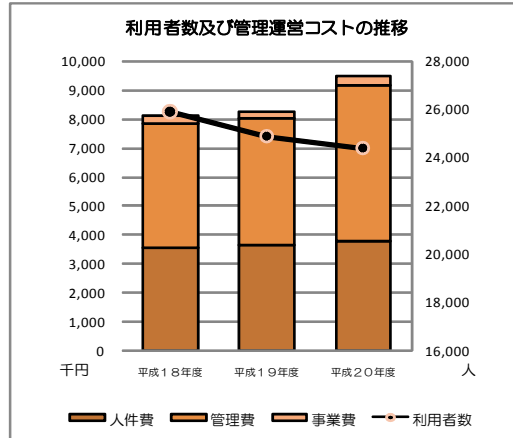
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	25,881	24,869	24,391

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	3,576,774	3,666,487	3,785,391
管理費	4,286,777	4,354,532	5,395,044
事業費	249,923	216,845	312,569
合計	8,113,474	8,237,864	9,493,004



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	313	331	389

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	1.84

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
第1会議室	27.65	27.31	32.13
第2会議室	49.94	51.73	47.65
和室1	23.86	18.28	5.14
和室2	18.20	21.63	1.31
和室1・2	30.07	27.98	32.57
調理室	17.37	33.11	36.07
大会議室	84.04	84.76	82.62

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-6 】

施設名	茅ヶ崎地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	元町10-33	設置年月日	平成14年1月5日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 m ²	延べ床面積	359 m ²
	会議室等の内容	1階：事務室 2階：第1から第4会議室、調理室、多目的ホール 3階：大会議室、和室A、和室B、多目的ホール ※子どもの家茅っ子(かやっこ)、元町ケアセンター及び在宅介護支援センターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年1月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

元町ケアセンターとの併設で地域住民が地域活動を通じて交流を深め、文化教養及び研修・講習又は講演会などのコミュニティ活動の場として、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

業務遂行(受付等)に当たっては、市民サービスの第一線に立っていることの自覚と責任感を持って取り組んでいる。特に利用者への接遇は、笑顔と誠意で接することを実践し、格差のないサービスを心がけた。自主事業としては、「男の料理教室」(年24回、のべ14名参加)の開催、「健康教養講座」(年2回、のべ135人参加)の開催、「教養講座」(40名参加)の開催、「料理教室」(全2回、のべ24名参加)の開催、11月の「コミセンまつり」(約1000名参加)、3月の餅つき大会等(約300名参加)が地域に定着している。また、コミセン情報誌「かや」も年3回発行されている。センター2階には障害者の自立と社会参加の促進の一環として、障害者の福祉的就労の場を提供する目的で喫茶コーナーを設け、営業している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度と平成20年度を比較すると、順調に増加している。好立地による、夜間利用者の増加が要因であると考えられる。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては、前年とほぼ同額の支出となっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

現在の職員配置では、利用者への対応等により、一時的に事務所が不在になる場合がある。施設利用者へのサービス低下を招くことも考えられるので、21年度より人件費等の増額を実施した。また、コミュニティセンターの中でも茅ヶ崎駅北口より徒歩圏内に位置するため、営利団体の申し込みが多く、公平の原則にたって適切な判断を行えるよう指導する。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	42,160	42,577	43,265

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	3,476,190	3,630,572	3,813,974
管理費	6,551,526	5,350,289	5,758,294
事業費	418,327	613,299	601,716
合計	10,446,043	9,594,160	10,173,984

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	248	225	235

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

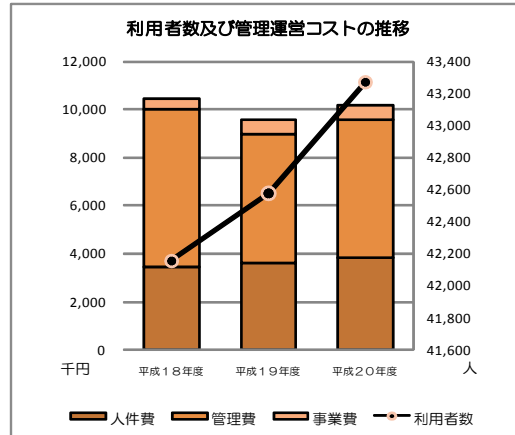
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.55

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
第1会議室	65.64	46.62	47.71
第2会議室	27.58	30.39	33.77
第3会議室	51.47	46.95	52.07
第4会議室	45.03	44.23	41.72
調理室	14.72	18.30	20.81
多目的ホール	33.04	33.77	32.79
大会議室	69.09	66.67	71.79
和室A	10.30	11.78	0.44
和室B	7.25	7.07	0.22
和室A・B	13.85	15.36	26.80

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-7 】

施設名	南湖会館		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	南湖4－6－1	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	187 m ²	延べ床面積	76 m ²
	会議室等の内容	2階：和室 3階：第1会議室、第2会議室 ※市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	南湖会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

市民窓口センターと併設で地域住民のコミュニティ活動の場として利用されている。また職員は管理運営委員会が地域の主婦、定年退職者を採用している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

毎月定例的に管理運営委員会と事務局会議を開催し、意見交換を行い利用者からの意見・要望、その他施設管理について検証し、利用者の利便性向上に努め、格差のないサービスの提供に努めた。自主事業としては、「広報なんご」(年2回)の発行、8月に「子ども映画会」(166名参加)の開催、10月に「南湖ふれあいまつり」、11月に「婦人講座」(32名参加)の開催をし、好評を得ている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度と平成20年度を比較すると、自主事業の実施は変わらないものの、減少している。
【管理運営コスト】 平成19年度と平成20年度を比較すると、若干の増加が見られる。理由としては事業費の増加が考えられる。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の更なる増加を図るため、毎年10月に開催される南湖ふれあいまつり等を通じて、会館の利用を促すよう指導する。また、駐車場が狭いため、自動車での来館を控えるようお願いするとともに、利用者が多いときは自転車一杯になるので、会館を利用しているサークルに今後も整理を促す。

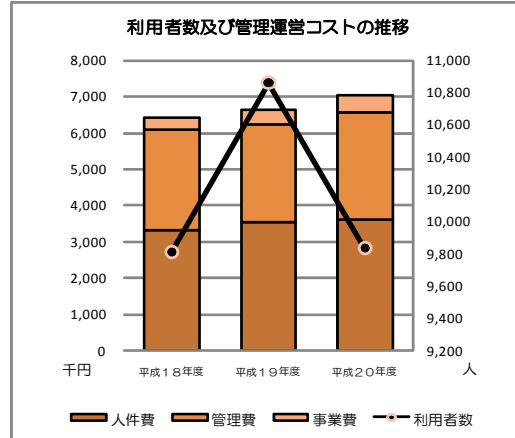
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	9,811	10,858	9,834

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	3,340,693	3,561,484	3,615,682
管理費	2,754,589	2,693,540	2,957,244
事業費	350,897	407,219	470,010
合計	6,446,179	6,662,243	7,042,936



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	657	614	716

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	2	0.90

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
第1会議室	39.32	44.97	17.86
第2会議室	39.32	35.50	10.24
第1・第2会議室	41.41	43.54	47.60
和室	31.37	30.42	25.82

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-8 】

施設名	鶴嶺東コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 m ²	延べ床面積	498 m ²
	会議室等の内容	1階：多目的ホール、調理室、会議室A、会議室B、会議室C 2階：多目的ホール、大会議室1、大会議室2、和室1、和室2 ※子どもの家さんぽみち及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成16年4月開設、当初から指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

浜之郷児童クラブ、子どもの家さんぽみちを併設し、地域住民が地域活動を通じて交流を深め、文化教養及び研修・講習又は講演会などのコミュニティ活動の場として利用されている。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

毎月1回事務員、事務責任者、役員による事務局会議を開催し、利用者からの意見、要望、その他施設管理についての意見交換を実施し、格差のないサービスの提供に努めてきた。自主事業としては、広報紙「鶴嶺東コミセンだより」(年3回)の発行、「男の料理教室」(全6回、24名参加)の開催、9月に「手打ちそば講習会」(26名参加)の開催、11月に「鶴嶺東コミセンふれあいまつり」(約800名参加)の開催、1月に「医療講座」(52名参加)の開催など地域に定着してきている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成19年度と平成20年度を比較すると、大幅な増加をしている。これは地域に定着していることが要因であると考えられる。
【管理運営コスト】 平成19年度と平成20年度を比較すると、需用費や自主事業が増えたため、若干の増加をしている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

職員の接遇の向上により、今後は充実した業務が遂行できるものと考えている。

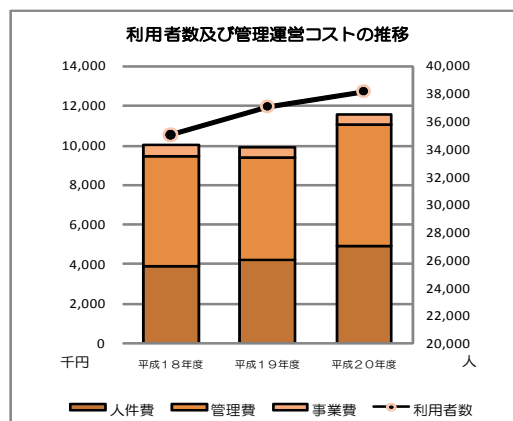
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	35,036	37,062	38,184

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	3,898,079	4,233,788	4,940,091
管理費	5,525,402	5,174,067	6,074,689
事業費	598,775	517,726	548,961
合計	10,022,256	9,925,581	11,563,741



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	286	268	303

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.72

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
1階多目的ホール	56.62	57.98	65.79
調理室	23.62	24.42	25.52
会議室A	41.39	39.49	34.77
会議室B	21.30	20.68	20.86
会議室C	22.05	21.12	21.30
2階多目的ホール	64.79	74.04	71.96
大会議室1	31.12	22.51	8.61
大会議室2	33.00	36.78	13.91
大会議室1・2	33.55	30.03	33.44
和室1	12.03	11.13	0.66
和室2	11.92	12.83	0.22
和室1・2	23.18	24.20	19.21

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

5 市民活動サポートセンター

【施設番号 5-1 】

施設名	茅ヶ崎市民活動サポートセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	市民活動を支援するため			
所在地	茅ヶ崎3-2-7	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①第3水曜日。②1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時30分から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	933 ㎡	延べ床面積	306 ㎡
	会議室等の内容	フリースペース、作業スペース、情報コーナー、プレイルーム、ロッカー、レターケース、展示ボード、展示レール		
指定管理者	特定非営利活動法人NPOサポートちがさき			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

市民活動推進の総合的な拠点施設として、条例・規則を遵守した適正な管理運営がなされている。協定書に定める業務の履行状況、利用者からの相談・苦情等については、市との定期連絡会（月1回）の中で毎月報告されており、相互理解と情報の共有に努めている。その他、維持管理上の問題点等は、適宜、報告を受け、双方で協議しながら解決を図っている。

2 サービス提供の状況

親切、丁寧な接客と便利で使いやすい施設をという管理運営方針を掲げ、ガイドブックや情報誌の発行、ホームページの更新、情報コーナーの充実など、積極的な情報提供に取り組んでいる。協働推進事業やげんき基金助成事業の申請を含む市民活動全般に関する相談にも親身に対応し、団体交流・懇談事業「市民活動カフェ」「市民活動フォーラム」やスキルアップや人材育成のためのNPO講座、ボランティアや総合学習の支援など多彩な事業を定期的に行っているほか、20年度においては19年度に引き続き協働推進のための分野別意見交換会を開催した。また、事業実施時のアンケートや利用者からの意見箱の設置等により、利用団体との課題の共有やニーズの把握に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 開館以来、利用者数は増加してきており、20年度においては開館以来初めて1日平均の利用者数が80人を超えた。一方、ガイドブック掲載団体数については、利用団体等への働きかけを積極的に行った結果、順調に増加している。また、プレイルームを利用する子育て中の方や作業コーナーを充実したことによる印刷機利用者の増加が目立つ。
【管理運営コスト】 管理運営コストはほぼ横ばいである。
【使用料】 貸し会議室はなく、ロッカー使用料を収入として計上している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市民と行政との協働のまちづくりを推進していくためには、自立して継続的に事業を行える団体を育成し支援することで、新たな公共の担い手となりうる団体のすそ野を拡大していくことが重要である。そのため、より実践的な講座や若年層や団塊世代などを幅広く取り込める市民活動カフェの開催、ガイドブックへの掲載情報の充実、協働事業や組織運営などに対するきめ細かいコンサルティングなどを通じて、市民活動の情報の共有化、団体の交流促進、ネットワークの推進など、中間支援組織としての機能を拡充していきたい。

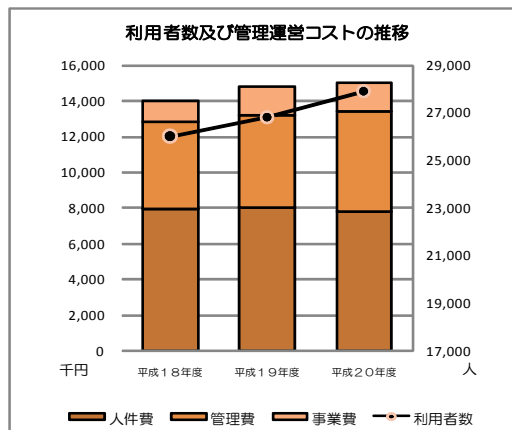
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	26,021	26,808	27,896

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	7,998,142	8,069,423	7,805,409
管理費	4,870,746	5,154,271	5,617,433
事業費	1,152,312	1,607,898	1,577,580
合計	14,021,200	14,831,592	15,000,422



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	77,000	136,600	154,800

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	539	553	538

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	10	3	3.54

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
ロッカー	80.00	79.05	89.58

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

6 茶室・書院

【施設番号 6-1 】

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園みどり課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北1－4－50	設置年月日	平成3年11月3日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,017 ㎡	延べ床面積	126 ㎡
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団（平成18・19年度は財団法人茅ヶ崎市都市施設公社）			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成3年7月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じた日本文化の場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年4回の情報更新・意見交換の機会を設け、協定面・仕様書等に定める業務について相互の確認をもとに、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

指定管理者の導入により、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、今年度初めて自主事業を行ったが、夏の「おやこ茶道教室」、冬の「煎茶会入門」とともに参加者から好評であり、翌年以降も引き続き開催する予定である。そのほか、入口門扉の修繕を行うなど、サービス・施設の質の向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成20年度も前年度に引き続き利用者数が増加した。ただし、利用件数自体は平成19年度と同数であり、1回あたりの利用人数が多い団体の利用が増えた事が要因と考えられる。
【管理運営コスト】
平成19年度と比べ増加しているが、これは指定管理者の変更に伴うパンフレットおよびホームページの作成費と、また新規自主事業にかかった事業費である。その他のコストは平成19年度とほぼ同額であり、引き続きコスト削減に努めている。
【使用料】
平成20年度より指定管理者が変更し、未納分の取扱いが異なるため使用料が増加しているが、利用件数は19年度と20年度で同数であるため、施設の利用料金収入はほぼ同額となっている。また、20年度より自主事業を開催したため、講座受講料分が増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

常設の要望箱およびアンケートのほか、20年度には利用者アンケートをおこなったため、その結果をふまえて施設の整備・改修・利便性の向上などを検討し、実施していくよう指導する。また、美術館との連携や庭園との一体的な利用を含めた指定管理者による自主事業の充実なども検討課題とし、一層の市民サービスを目指す。さらに、ホームページの開設やパンフレット発行など、より幅広い周知を行うことで利用率の向上を図っていく。

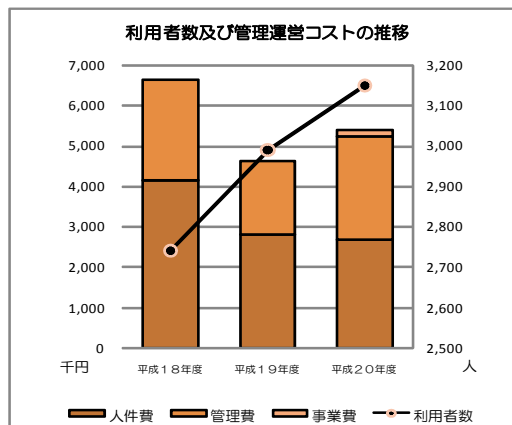
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	2,741	2,991	3,150

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	4,154,457	2,815,821	2,669,911
管理費	2,488,325	1,806,239	2,557,775
事業費	—	—	161,559
合計	6,642,782	4,622,060	5,389,245



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	1,676,500	2,132,000	2,417,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	2,423	1,545	1,711

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.64

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
次の間・書院・水屋	44.82	51.79	57.79
茶室・水屋	10.19	11.85	11.04

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

7 子どもの家

【施設番号 7-1 】

施設名	子どもの家銀河（ぎんが）		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	小和田 1－2 2－6 0	設置年月日	昭和63年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	703 ㎡	延べ床面積	102 ㎡
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・カラーブロック・談話スペースや屋外には砂場を設置。 ※小和田地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成 1 7 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和63年4月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。また、コミセン広報紙やホームページで施設内容や子ども向け企画を紹介して利用者の増加を図るようにしている。なお、利用者懇談会を開催したり、常時アンケート用紙を設置するなど、利用者からの意見や要望を把握して運営に反映させており、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。子ども対象に壊れたおもちゃの修理を地域のボランティアの協力のもとでおこなうなど、子ども向けの各種催し物を開催している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度10,765人、平成19年度10,130人、平成20年度10,404人と横ばい傾向であるが、各年度1万人を超える利用者数で推移しており、安定した利用状況であると考えられる。
【管理運営コスト】 人件費及び管理費は微減傾向である。地域集会施設との按分による計上のため、施設全体のコスト微減が原因である。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みをおこなう。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動をおこなう。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していくとともに、必要に応じ備品の入れ替えを検討していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	10,765	10,130	10,404

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	2,050,045	2,197,457	2,104,200
管理費	438,280	438,609	424,800
事業費	—	—	—
合計	2,488,325	2,636,066	2,529,000

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

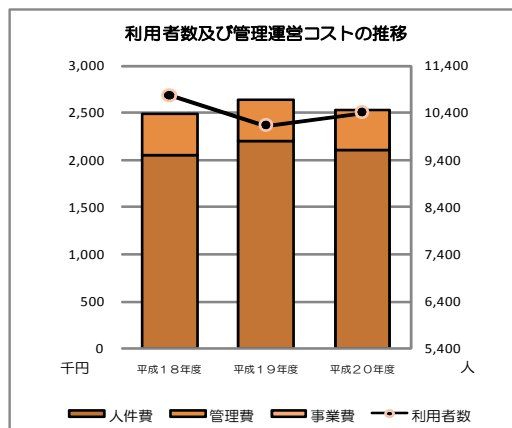
項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	231	260	243

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	1.20

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 7-2 】

施設名	子どもの家わいわいハウス		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	堤1948-1	設置年月日	平成5年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,654 m ²	延べ床面積	130 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロック・6畳の畳スペースや屋外には砂場も設置。 ※小出地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成5年8月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。また、思い出として残るような四季折々の行事を企画して、利用者の増加を図るようにしている。利用者の要望や意見は毎月審議することで、より質の高いサービスが提供できるように目指しており、適正に管理運営が行われている。

なお、老人憩いの家「皆楽荘」と連携して、緊急時のバックアップ対応を相互におこない、効率的な運営を行っている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。四季折々の各種行事のほか、小学生対象の茶道教室が本格的な内容で好評を博しているほか、地域在住の語り部さんによるお話会も大変人気があり、それぞれ定期開催となっているなどサービス向上に積極的である。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度6,368人、平成19年度5,383人、平成20年度5,376人と平成19年度以降は減少に転じている。近隣の県立公園の追加開園と駐車場が少ないことが要因と推測される。
【管理運営コスト】 管理費は微増傾向である。地域集会施設との按分による計上のため、施設全体のコスト微増が影響している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みをおこなう。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動をおこなう。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していくとともに、必要に応じ備品の入れ替えを検討していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	6,368	5,383	5,376

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	2,042,176	2,212,087	2,184,840
管理費	770,036	744,738	887,957
事業費	—	—	—
合計	2,812,212	2,956,825	3,072,797

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

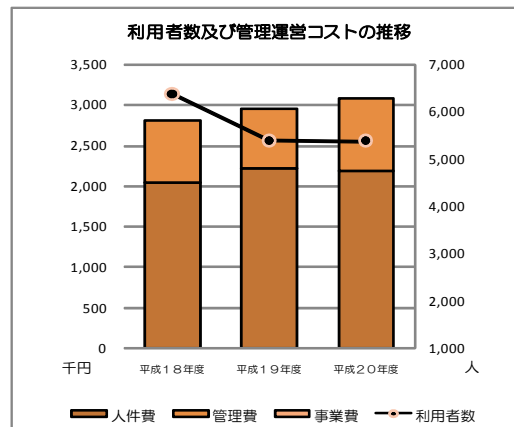
項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	442	549	572

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.12

●施設の稼働率

※子どもの家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 7-3 】

施設名	子どもの家わくわくらんど		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	887 m ²	延べ床面積	117 m ²
	会議室等の内容	小型遊具(ブロック等)・卓球台や6畳の畳スペースを設置。 ※コミュニティセンター湘南との複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集会施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。近隣に新しい公園が開園し、今後も開園が予定されていることから、その地理的条件を活かして、利用促進を図っている。
管理運営委員会の意見交換やアンケートにより、利用者からのニーズを把握して運営に反映させており、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。「子どもコミセンまつり」を開催して、子どもたちと地域住民の交流の場を提供している。子どもの要望やニーズを把握することに力を入れて、利用者数推移の分析をもとに事業に反映させることで利用者増を図っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度5,491人、平成19年度5,458人、平成20年度6,681人と平成20年度の利用者数は前年と比べ約22%増となった。要因は、夏休み時期の利用者が増加した分であり、安定した利用状況であると考えられる。
【管理運営コスト】 管理費は微増傾向である。地域集会施設との按分による計上のため、施設全体のコスト微増が影響している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みをおこなう。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動をおこなう。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していくとともに、必要に応じ備品の入れ替えを検討していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりに心かけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	5,491	5,458	6,681

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	2,037,695	2,192,738	2,184,840
管理費	682,926	662,442	733,857
事業費	—	—	—
合計	2,720,621	2,855,180	2,918,697

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

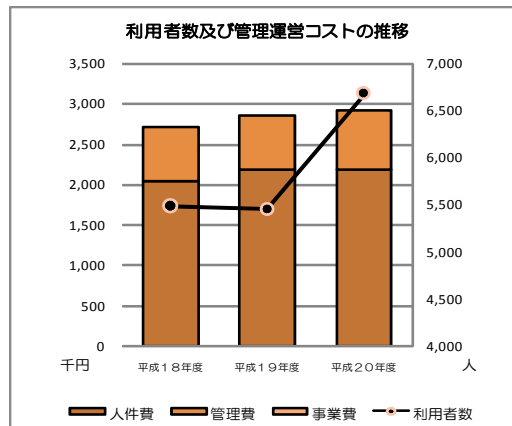
項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	495	523	437

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.12

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 7-4 】

施設名	子どもの家茅っ子（かやっこ）		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	元町１０－３３	設置年月日	平成14年1月5日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 ㎡	延べ床面積	128 ㎡
	会議室等の内容	大型遊具・卓球台や8畳の畳スペースを設置。 ※茅ヶ崎地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年1月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。利用状況の統計や地区内の団体からニーズを集約するとともに、定期的を開催している利用者懇談会を通して、直接生の意見を運営に反映させるなど、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。子どもたちの遊びの傾向を見ながら、何が求められているかを適宜把握し、遊具や蔵本に反映させたり、親子で参加できる催しを開催している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度5,138人、平成19年度4,961人、平成20年度4,632人と子どもの家としての利用者数は減少傾向にみえるが、母親がグループで来た場合には他の部屋に移ってもらっている等、個人利用に配慮しているためであると考えられる。
【管理運営コスト】 人件費はほぼ横ばいで推移している。管理費は地域集会施設との按分率見直しにより平成19年度から増加に転じている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実はもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みをおこなう。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動をおこなう。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していくとともに、必要に応じ備品の入れ替えを検討していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりにも心がけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	5,138	4,961	4,632

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	2,024,655	2,069,990	2,061,500
管理費	32,400	709,131	840,889
事業費	—	—	—
合計	2,057,055	2,779,121	2,902,389

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

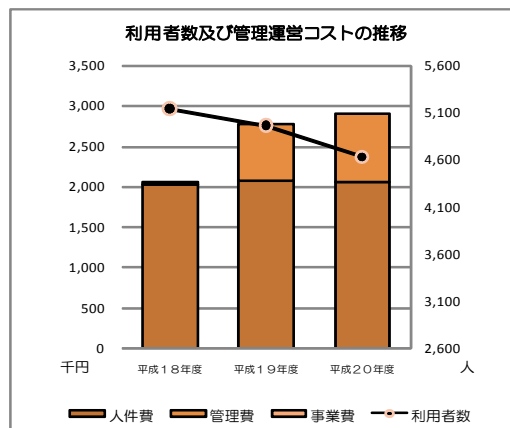
項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	400	560	627

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.12

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 7-5 】

施設名	子どもの家さんぽみち		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 m ²	延べ床面積	119 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロックや8畳の畳スペースを設置。 ※鶴嶺東コミュニティセンター及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成16年4月開設、指定管理者制度で管理運営。			

1 指定管理業務の履行状況

子どもに遊び場を提供して、心身の健全な発達を図ることができるように施設の維持管理に努めている。利用率アップを図るために、意見を聞くためのポストを設置してニーズを幅広く収集しているほか、曜日別及び時間別の人数や利用率等の利用データを詳細に分析して、対策を講じている。また、子どもの目線に立って物事を考えることができる職員を配置するように配慮するなど、管理運営が適正に行われている。なお、併設されている児童クラブとの連絡調整は緊密におこなわれている。

2 サービス提供の状況

併設のコミュニティセンターと同じ指定管理者であることにより、多面的なサービス提供の相乗効果が図られている。子ども関係団体には事業参加を積極的に呼びかけているほか、近隣の小学校三校からは児童の作品を提供してもらい、事業開催時に展示している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度7,620人、平成19年度7,303人、平成20年度7,122人と利用者数は減少傾向であるが、各年度7千人を超える利用者数で推移しており、安定した利用状況であると考えられるが、併設のコミュニティセンターと相乗効果が得られるような更なる利用促進方法を模索する必要がある。
【管理運営コスト】 管理費は微増傾向である。地域集会施設との按分による計上のため、施設全体のコスト微増が影響している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者増加を図るために、サービス面での充実のもとより、ホームページをはじめとした広報媒体を利用して「子どもの家」の存在を広く周知して、施設の特性を活かした広報内容により、利用率拡大のための取り組みをおこなう。利用者誰もが気持ちよく利用できる居心地のよい空間スペースを常に提供するために、定期的な巡回活動をおこなう。とりわけ遊具等の設備については異常箇所の早期発見に努めて、計画的な修繕を事故防止の観点で実施していくとともに、必要に応じ備品の入れ替えを検討していく。更には再訪したいと思わせる雰囲気づくりに心がけるよう管理指導していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	7,620	7,303	7,122

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	2,071,104	2,235,635	2,184,840
管理費	661,492	655,008	753,634
事業費	—	—	—
合計	2,732,596	2,890,643	2,938,474

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	359	396	413

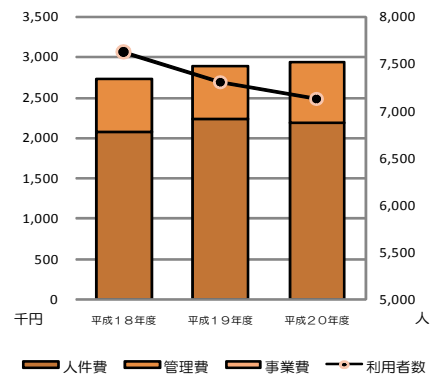
●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	3	1.12

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。

利用者数及び管理運営コストの推移



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

8 障害児（者）施設

【施設番号 8-1】

施設名	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	知的障害児通園施設運営、児童デイサービス事業及び障害児日中一時支援事業を行うため			
所在地	松が丘2－8－51	設置年月日	昭和50年4月1日	
休園日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開園時間	午前8時30分から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,815 m ²	延べ床面積	1,024 m ²
	会議室等の内容	事務室・指導室・生活指導室・会議室等 定員：知的障害児通園施設30名、児童デイサービス事業20名(利用定員)、障害児日中一時支援事業10名、一般保育体験事業(定員なし)		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	昭和50年に開設したが、平成5年4月より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年4月より指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

条例の設置目的である障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるように支援をしている。また、障害児に対し療育という専門分野においてきめ細かな対応をするなど適正に管理運営が行われている。

随時の情報交換のほか、指定管理者の行う理事会、評議員会へ出席するなど、連絡を密に行ない、新たな事業展開などについても市と協議を行いながら、履行している。

2 サービス提供の状況

平成19年度に新たに開始した障害児日中一時支援事業、一般保育体験事業については、引き続きサービスを提供している。軽度発達障害児の増加により、知的障害が軽微のために知的障害児通園施設に該当しない障害児が増えてきたため、児童デイサービス事業のクラスを増設しました。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 軽度発達障害児の増加により、知的障害に遅れない児童が増え、知的障害児通園施設に該当しない障害児が多いため知的障害児通園施設の利用者が減少した。その児童に対しては、児童デイサービス事業のクラスを増設し対応を図った。
【管理運営コスト】 児童デイサービス事業を拡大したことや正規職員のベースアップにより管理運営費コストがアップした。なお、専門指導者の報酬を事業費から人件費に変更したため、人件費が増加し、事業費が減少している。
【使用料】 設定なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

増え続ける障害児に対応するため業務拡大を検討する。また、軽度発達障害児への対応や重度障害児への対応などさまざまなサービスの対応及びきめ細やかなサービスの質の向上を図る。

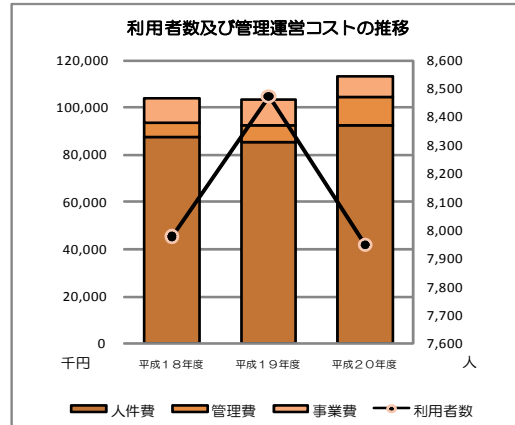
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	7,981	8,473	7,952

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	87,881,653	85,739,897	92,726,637
管理費	6,015,358	6,748,470	11,967,933
事業費	10,344,341	11,190,081	8,764,203
合計	104,241,352	103,678,448	113,458,773



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	13,061	12,236	14,268

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	12	26	24.32

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	61.80	63.90	56.85

※茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園は出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開園日数}}$$

【施設番号 8-2 】

施設名	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
所在地	別表8-2参照	設置年月日	別表8-2参照	
休所日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表8-2参照	延べ床面積	別表8-2参照
	会議室等の内容	別表8-2参照		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	別表8-2参照			

1 指定管理業務の履行状況

条例の設置目的である障害者の社会参加、就労支援や居場所を提供している。
随時の情報交換のほか、指定管理者の行う理事会、評議員会への出席するなど、連絡を密に行ない、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

地域作業所、旧法の身体障害者授産施設として障害者に社会活動や就労の支援をしている。また、レクリエーションをしたり、障害者の居場所を提供をしている。作業としては、雑誌の景品の袋詰めや段ボールを行い工賃の支給をしているが、20年度は、世界的不況の影響もあり、厳しい状況があった。赤羽根においては、作業内容の見直しを図り、清掃業務を開始し、工賃の確保を目指した。また、施設外就労にも力を注いでいる。
あかしあや第2あかしあでは、昼食を持参していたが、赤羽根において試行的に週2回お弁当を提供し、保護者の負担軽減を図った。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
障害者自立支援法施行令の改正により、定員以上の受入が可能となったため利用者数が増加した。赤羽根では、積極的に受入を行い、結果的に出席率が100%を超えることになった。

【管理運営コスト】
退職者や産休での代用を臨時職員で行い、人件費を押さえている。

【使用料】
設定なし。

4 今後の業務改善に向けた考え方

障害者自立支援法に基づく施設へ移行し、障害者自立支援法の基本理念の一つである就労を中心にサービスを展開を図る。また、障害者ニーズを取り入れ新たなサービスについても検討していく。

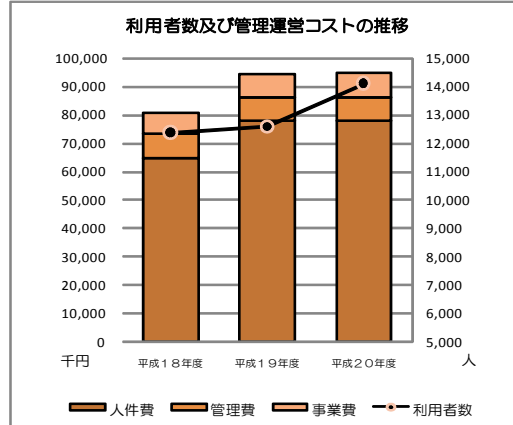
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	12,379	12,572	14,104

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	64,910,563	78,110,483	77,805,096
管理費	8,431,745	8,261,950	8,219,969
事業費	7,568,992	7,864,980	8,923,879
合計	80,911,300	94,237,413	94,948,944



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	6,536	7,496	6,732

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	8	27	19.82

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
ふれあい活動ホーム赤羽根	87.30	76.10	105.29
ふれあい活動ホームあかしあ	86.20	82.80	85.08
ふれあい活動ホーム第2あかしあ	83.10	84.60	83.11

※茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開所日数}}$$

別表8-2 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの施設の概要

茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの施設の概要					
施設名	ふれあい活動ホーム赤羽根			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成5年4月1日			所在地	赤羽根338-1
建物規模	敷地面積	540 m ²		会議室等の内容	事務室・作業室・食堂等 定員23名
	延べ床面積	1,229 m ²			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成4年に消防署松林出張所との併設施設として建設され、平成5年4月より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し開設した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。				

施設名	ふれあい活動ホームあかしあ			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成1年10月1日			所在地	松浪１－１０－４
建物規模	敷地面積	278 ㎡		会議室等の 内容	事務室・作業室・食堂等 定員15名
	延べ床面積	654 ㎡			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成元年に市が設立し、福祉3団体が運営する。平成5年4月に、茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。				

施設名	ふれあい活動ホーム第2あかしあ			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	昭和38年10月1日			所在地	十間坂1－4－8
建物規模	敷地面積	259 m ²		会議室等の 内容	事務室・活動室等 定員25名
	延べ床面積	1,219 m ²			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	昭和38年に開所した共同作業所を58年に改修し、生きがい事業団が管理運営を行い、平成2年から直営となった。平成5年から茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年より指定管理者制度に移行。				

9 児童クラブ

【施設番号 9-1 】

施設名	茅ヶ崎市今宿児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	今宿1225-1	設置年月日	平成13年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	156 ㎡	延べ床面積	59 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	学童保育所たんぽぽクラブ			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたり、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度には一旦減少しているものの、平成21年度には62名となり大きく増加した。今後も小学校の児童数の変化に応じて、増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】 平成20年度は、より良質な保育を行うため人件費や事業費の諸経費が増額となったと考えられる。平成21年度以降は指定管理者が変更となっているが、その運営を受け継ぐことによって、良質な保育の体制作りが進められると思われる。
【使用料】 利用者数に応じて、使用料(育成料)も増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。
 今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	48	49	45

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	7,086,587	5,891,012	6,459,185
管理費	443,837	448,986	668,126
事業費	2,422,867	3,366,018	4,110,303
合計	9,953,291	9,706,016	11,237,614

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	4,118,700	5,336,000	5,015,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	207,360	198,082	249,725

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

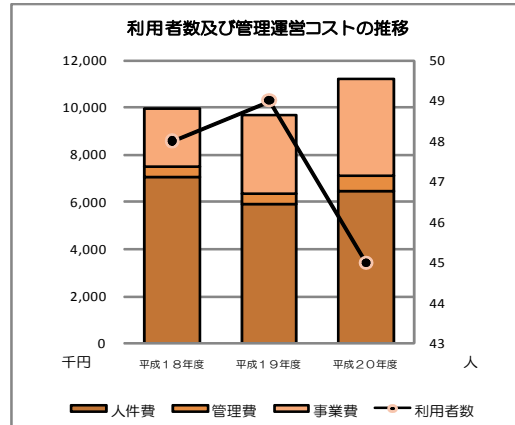
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	3	3.03

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	62.00	64.00	70.03

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-2 】

施設名	茅ヶ崎市梅田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	茅ヶ崎 1－5－46	設置年月日	昭和59年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	468 m ²	延べ床面積	97 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※梅田文化財収蔵庫との併設		
指定管理者	梅田学童保育所つくしんぼクラブ			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。施設面では、入所児童数増加に対応するため、平成18年度から分室を設け、よりよい保育環境を確保した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 現在は利用者数は横ばい状態であるが、今後も小学校の児童数の変化に応じて増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】 平成20年度は、利用者数の増加に応じたコスト増となっている。平成21年度以降は指定管理者が変更となっているが、その運営を受け継ぐことによって、良質な保育の体制作りが進められると思われる。
【使用料】 利用者数にほぼ応じて、使用料（育成料）も変化している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、第2児童クラブを設置、公設化の準備をすすめている。また、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	95	109	106

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	13,315,811	13,951,798	16,694,505
管理費	7,031,887	2,431,742	2,809,178
事業費	1,120,987	2,460,649	4,256,989
合計	21,468,685	18,844,189	23,760,672

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	10,273,526	11,261,902	11,445,292

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	225,986	172,882	224,157

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

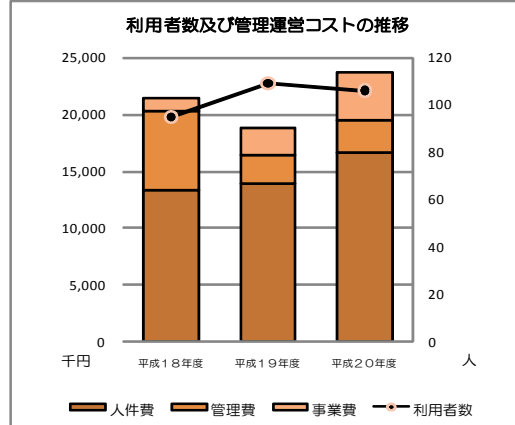
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	4	11	8.53

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	65.00	61.00	64.59

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 $= \frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-3 】

施設名	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	白浜町3－24	設置年月日	平成13年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	160 m ²	延べ床面積	78 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	おおなみクラブ			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成15年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、浜須賀児童クラブは学校敷地を区分して設置されており、屋外での遊びも指導員の引率のもと道路を通ることなく校庭で自由に遊ぶことができる。施設面では、入所児童数増加に対応するため、平成19年度から分室を設け、よりよい保育環境を確保した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、ほぼ横ばい状態で安定している。今後の小学校の児童数の増減見込みも激しくないことから、利用者数も安定していくものと思われる。
【管理運営コスト】 利用者数の増減に伴い、経費もほぼ同様に増減している。
【使用料】 平成20年度に使用料（育成料）を引き上げたため、利用者数の増減にかかわらず増額となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	64	72	64

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	9,223,302	11,215,736	9,677,057
管理費	1,016,019	515,904	868,512
事業費	875,615	917,599	1,495,214
合計	11,114,936	12,649,239	12,040,783

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	6,183,400	6,209,100	6,871,350

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	173,671	175,684	188,137

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

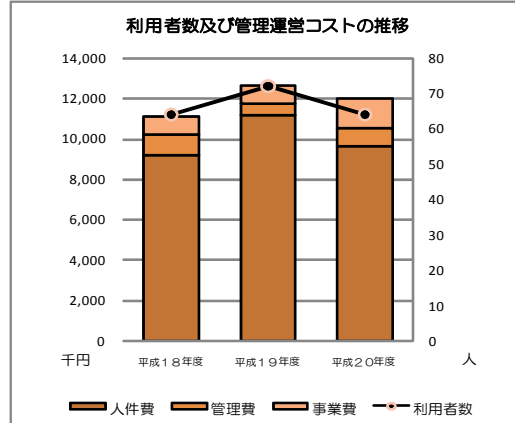
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	9	4.05

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	62.00	61.00	62.89

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-4 】

施設名	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成10年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 ㎡	延べ床面積	99 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちとの複合施設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H18.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成16年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたり、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、浜之郷児童クラブでは、子どもたちが音楽にふれる機会を増やすため、バイオリンとピアノの合奏を指導員自ら演奏して聴かせる等している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は若干減少傾向である。
【管理運営コスト】 利用者数の減少に伴い、経費も減少している。
【使用料】 利用者数の変化に伴い、収入もほぼ同様に变化している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。
 今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	54	52	47

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	9,341,681	8,225,071	7,691,974
管理費	698,443	826,536	902,115
事業費	2,087,492	2,024,232	1,049,453
合計	12,127,616	11,075,839	9,643,542

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	5,641,000	5,938,000	4,786,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	224,585	212,997	205,182

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

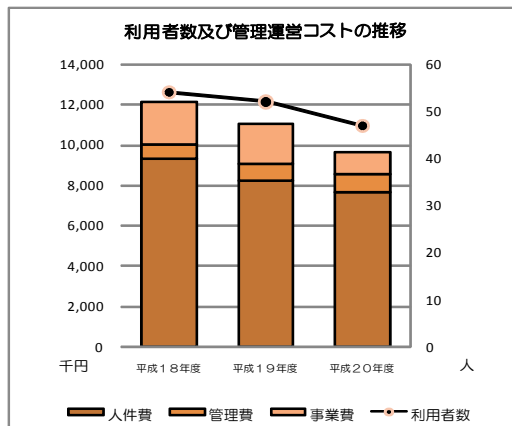
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	8	3.55

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	69.00	67.00	61.73

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-5 】

施設名	茅ヶ崎市小出児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	堤1967	設置年月日	平成10年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	96 m ²	延べ床面積	83 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H18.1.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成18年1月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたり、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は40人平均でほぼ一定となっている。小学校の児童の総数の変化もあまりないことから、今後についても増減しないと思われる。
【管理運営コスト】 徐々に経費が減少している。平成20年度は指導員の採用が少なかったためと思われる。
【使用料】 平成20年度は利用者数の変化に対して大幅な増額となっている。使用料（育成料）の高い低学年児童の割合が多かったためと思われる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。
 今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	42	36	39

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	6,758,655	6,492,863	5,503,550
管理費	653,553	731,188	891,795
事業費	984,561	935,880	1,088,643
合計	8,396,769	8,159,931	7,483,988

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	3,870,000	3,671,000	4,241,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	199,923	226,665	191,897

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

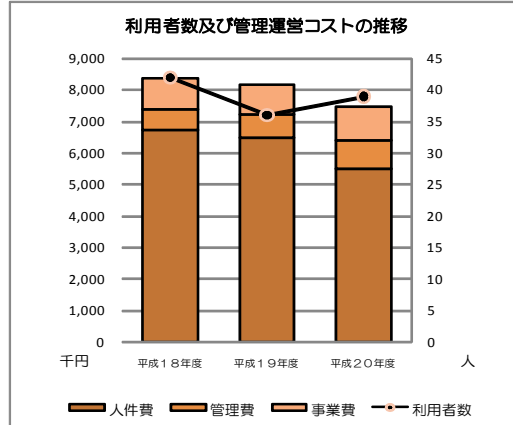
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	6	2.25

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	69.00	67.00	65.19

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-6 】

施設名	茅ヶ崎市小和田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	小和田3－2－43	設置年月日	平成4年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	480 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.7.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成18年7月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたり、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、小和田児童クラブでは、陶芸家である保護者に依頼し、子どもたちに陶芸を教える等、特色ある教室を開催している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、平成19年度は減少したものの、平成20年度では再び増加し45人となった。小学校の児童総数の変化の見込みもある程度一定しているので、今後においてもそれほど増減しないと思われる。
【管理運営コスト】 平成20年度の経費が、若干増額したものの、ほぼ一定の経費であり安定した運営と思われる。
【使用料】 利用者数の増減に伴い、使用料(育成料)も増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。
 今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	45	33	45

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	6,986,435	7,427,738	6,954,938
管理費	984,510	718,983	683,401
事業費	996,474	819,990	1,891,326
合計	8,967,419	8,966,711	9,529,665

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	5,249,000	3,754,000	4,960,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	199,276	271,719	211,770

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

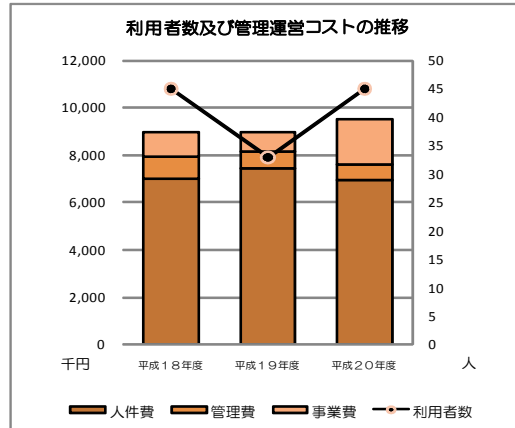
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	4	2.90

●施設の稼働率 (単位：％)

施設名	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	66.00	69.00	67.24

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 $= \frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-7 】

施設名	茅ヶ崎市松浪児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町2-13	設置年月日	平成17年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	393 m ²	延べ床面積	71 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市緑が浜児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.10.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に緑が浜児童クラブから分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたり、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、松浪児童クラブでは毎年夏休みの時期に太鼓教室を開催している。併設する緑が浜児童クラブと合同でイベントを行い、活発な交流が図られている。施設面では、入所児童数増加に対応するため、平成20年度から分室を設け、よりよい保育環境を確保した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度は大きく増加した。今後も小学校の児童数の変化に応じて、増加していくと考えられる。
【管理運営コスト】 利用者数の大幅な増加に伴い、経費も同様に増加している。今後も同様の傾向と思われる。
【使用料】 利用者数の大幅な増加に伴い、使用料（育成料）も同様に増加している。しばらくは今後も同様の増加になると思われる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。
 今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	53	52	73

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	7,861,275	7,904,979	12,603,491
管理費	1,529,484	1,470,163	2,705,390
事業費	1,223,806	1,551,118	2,784,531
合計	10,614,565	10,926,260	18,093,412

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	5,280,000	6,516,500	8,667,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	200,275	210,120	247,855

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

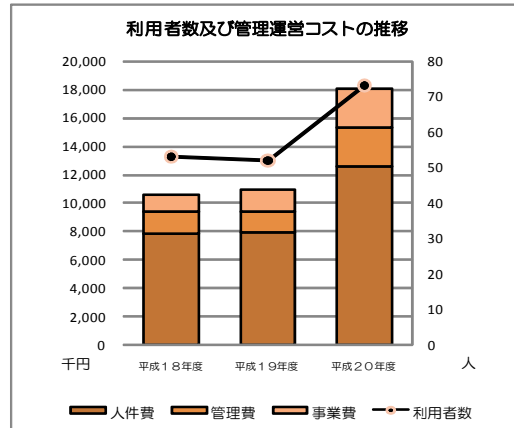
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	6	2.43

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	63.00	59.00	61.36

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-8 】

施設名	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町2－1 3	設置年月日	昭和51年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	393 ㎡	延べ床面積	68 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市松浪児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18 年度	指定管理期間	H18.10.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に松浪児童クラブと分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、緑が浜児童クラブは松浪児童クラブと併設されているため、合同でイベントを行うことができることから、小学校間の交流が活発に行われている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は若干減少傾向であるが、小学校の児童の総数の見込みから、今後はそれほど増加しないものと思われる。
【管理運営コスト】 利用者数の減少に伴い、経費も減少している。
【使用料】 利用者数の減少に伴い、使用料（育成料）も減少している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	50	44	39

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	8,972,816	7,231,209	7,078,632
管理費	1,433,639	528,384	527,020
事業費	1,280,046	996,054	792,381
合計	11,686,501	8,755,647	8,398,033

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	4,190,500	4,059,000	3,560,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	233,730	198,992	215,334

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

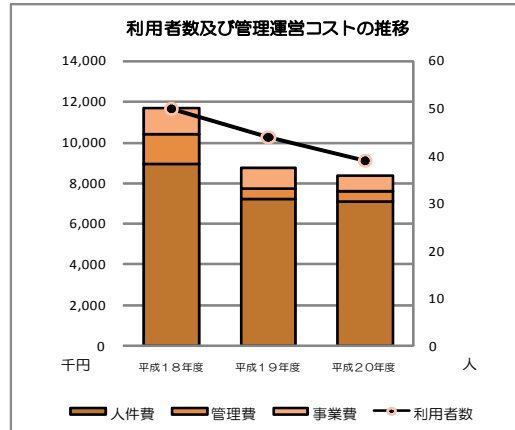
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	4	2.87

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (管理委託・指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	58.00	53.00	61.78

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-9 】

施設名	茅ヶ崎市茅ヶ崎児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	共恵 1－10－70	設置年月日	平成4年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	350 ㎡	延べ床面積	99 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人　ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成19年度	指定管理期間	H19.4.1～H23.3.31	
施設の沿革	平成19年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたり、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、茅ヶ崎児童クラブは学校敷地を区分して設置されており、屋外での遊びも指導員の引率のもと道路を通ることなく校庭で自由に遊ぶことができる。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
駅に近い地域であり、徐々に利用者数が増加している。今後も同様の傾向になると思われる。

【管理運営コスト】
利用者数の増加に応じて、経費も増加している。今後も同様に増加していくと思われる。

【使用料】
利用者数の増加に応じて、使用料（育成料）も増加している。今後も同様に増加していくと思われる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。
今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	42	55	60

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	7,428,108	7,893,235	7,582,556
管理費	1,393,868	2,165,941	745,169
事業費	917,253	885,787	4,415,205
合計	9,739,229	10,944,963	12,742,930

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	4,455,000	6,180,000	6,836,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	231,886	198,999	212,382

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

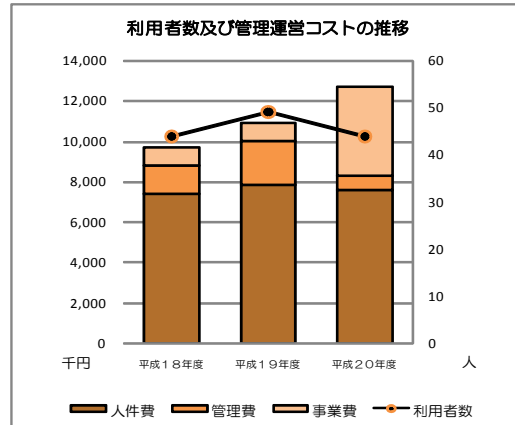
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	7	3.42

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	70.00	62.00	64.41

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-10】

施設名	茅ヶ崎市東海岸児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	東海岸南4－10－40	設置年月日	平成3年9月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	265 ㎡	延べ床面積	99 ㎡
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成19 年度	指定管理期間	H19.7.21～H23.3.31	
施設の沿革	平成19年7月21日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたり、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、東海岸児童クラブは海岸に近い位置に設置されており、海岸で遊ぶことも可能となっている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 45人平均でほぼ一定となっている。今後も同様の傾向が続くと思われる。
【管理運営コスト】 平成20年度は指導員の採用が少なかったためと思われる。
【使用料】 ほぼ利用者数に応じた増減となっているが、平成20年度は、児童の学年毎の人数構成や、在籍期間による使用料算定の結果、利用者数が減少しても、若干の増額になったと思われる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

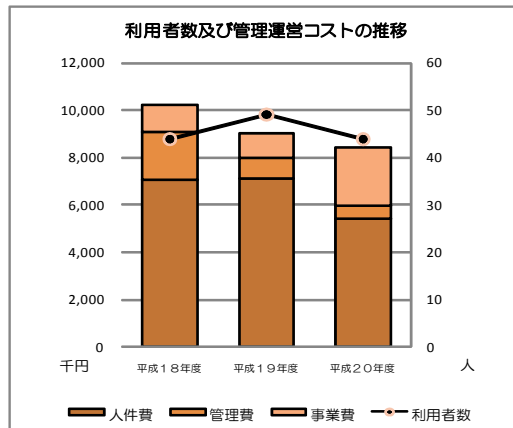
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	44	49	44

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	7,070,101	7,129,994	5,410,311
管理費	2,024,371	860,529	581,219
事業費	1,159,403	1,071,026	2,465,575
合計	10,253,875	9,061,549	8,457,105



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	4,766,500	5,006,000	5,248,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	233,043	184,930	192,207

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	8	2.12

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託・指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	67.00	58.00	51.61

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$

【施設番号 9-11】

施設名	茅ヶ崎市鶴嶺児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	浜之郷603	設置年月日	平成20年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	255 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成20年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成20年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたり、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度は若干減少したものの、平成21年度は59名となっており、増加傾向である。今後も同様の傾向になると思われる。
【管理運営コスト】 利用者数の増減にほぼ応じて変化している。
【使用料】 平成20年度は、利用者数が減少したにもかかわらず、使用料（育成料）が増額となった。平成19年度に比べて低学年の人数構成の割合が多かったことが理由と思われる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。
 今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	40	50	47

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	7,541,899	7,218,493	7,149,081
管理費	1,348,469	1,628,901	1,286,776
事業費	878,247	1,539,177	1,338,687
合計	9,768,615	10,386,571	9,774,544

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	3,938,000	4,874,500	5,215,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	244,215	207,731	207,969

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

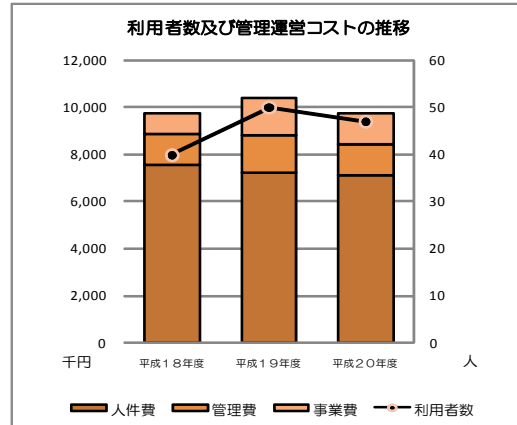
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	6	2.75

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	66.45	58.21	59.53

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 9-12】

施設名	茅ヶ崎市香川児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	香川6-9-46	設置年月日	平成20年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時45分までとする。ただし、学校の休業日(その日が休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前8時から午後6時45分までとする。			
建物規模	敷地面積	1,240 m ²	延べ床面積	149 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成20年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	平成20年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたり、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、映画鑑賞会など親睦を深める活動等を行っている。施設面では、入所児童数増加に対応するため、他の児童クラブより広い床面積となっている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
増加傾向であり、今後も同様に増加していくものと思われる。

【管理運営コスト】
平成20年度で経費が減少したが、公設化により管理費が減少したこと等によると思われる。

【使用料】
利用者数の増加に応じて増額となっている。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び資質の充実が必要になることから、平成21年度において指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図った。
今後は、指導員の研修体制を強化し施設の環境を整えることにより、良質な保育環境を提供できるような児童クラブの運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	71	75	86

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	8,663,279	8,585,908	13,416,369
管理費	1,756,364	3,579,923	1,044,617
事業費	5,096,899	4,959,156	1,645,187
合計	15,516,542	17,124,987	16,106,173

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	7,230,500	8,289,500	9,477,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	218,543	228,333	187,281

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

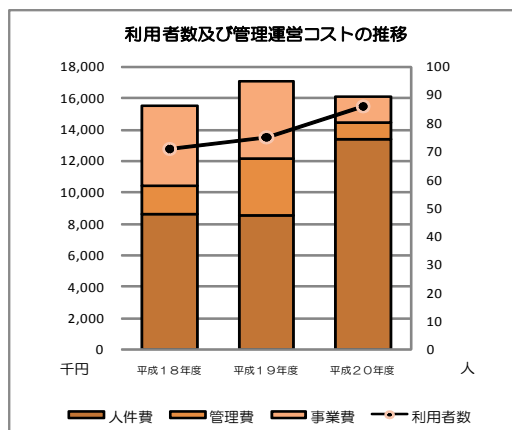
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	5	11	5.70

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (管理委託)	平成19年度 (管理委託)	平成20年度 (指定管理者)
保育スペース	60.56	56.52	59.97

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

※出席率 = $\frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

10 高齢者福祉施設

【施設番号 10-1 】

施設名	茅ヶ崎市福祉会館		施設所管課	福祉総務課
施設の設置目的	市民の福祉の増進及び福祉活動の育成発展を図るため			
所在地	中海岸2-2-42	設置年月日	昭和45年5月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時(7月から9月までにあつては、午前8時30分)から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	3,933 m ²	延べ床面積	1,852 m ²
	会議室等の内容	ホール、大広間、集会室1から7		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団（平成18・19年度は財団法人都市施設公社）			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	昭和45年5月開設。平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の福祉の増進及び福祉活動の育成発展を図るため、また、施設の利用者に高齢者が多いことから、誰もが安心して使いやすいと感じる施設の提供に努めている。年2回の管理運営会議を通して、指定管理者との相互理解、意思の疎通を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度導入により、施設の使用の承認、変更、取消し、利用料金の減免等を指定管理者が行うこととなり、これらの手続きをその場で行うことができるようになったため、利用者の利便性が向上した。また、指定管理者制度導入にあわせて7月から9月までの間、開館時間を30分早め、8時30分としたことにより、利用者の利便性が向上した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
20年度も前年度に引き続き利用者数の増加となった。要因としては、社会福祉団体による講師や指導者を招いた福祉活動が活発化したためと考えられる。

【管理運営コスト】
19年度より2%縮減された。人件費の上昇はあるが、外部委託していた業務について、可能なものは職員が行う等、効率的な人員体制と経営姿勢で業務に取り組んだことが経費の縮減につながったと考えられる。

【使用料】
19年度と比較し、13%の増額となった。利用者数・利用件数の伸び、特に有料団体の利用件数の伸びが、使用料収入の増加につながったものである。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の大半が高齢者であり、この点に配慮した管理運営を進めていくことが利用者の満足度の向上と、利用者数の増加につながるものと考えられる。また、使用頻度の少ない夜間の施設利用について、利用者の増加を図るための方法を指定管理者と検討していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	60,835	66,063	68,981

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	7,060,996	7,047,049	7,665,299
管理費	10,378,140	10,556,174	9,633,798
事業費	—	—	—
合計	17,439,136	17,603,223	17,299,097

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	827,730	931,626	1,059,602

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	287	266	251

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	4	4.31

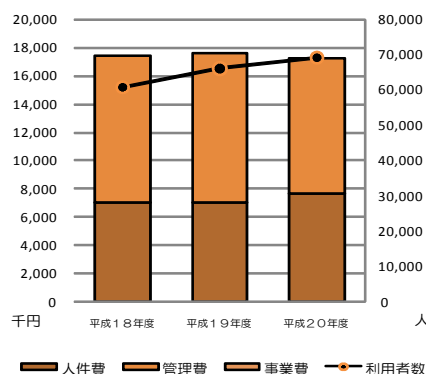
●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
ホール	62.00	60.57	65.11
大広間	30.00	32.46	34.33
集会室1	38.89	45.86	45.56
集会室2	22.22	21.13	26.89
集会室3	27.67	28.65	36.89
集会室4	26.44	27.23	28.00
集会室5	27.89	29.52	37.56
集会室6	22.78	20.59	26.56
集会室7	58.11	54.25	53.67

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

利用者数及び管理運営コストの推移



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 10-2 】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	堤1928-1	設置年月日	昭和54年3月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,356 ㎡	延べ床面積	330 ㎡
	会議室等の内容	大広間、和室、多目的室、訓練室（ヘルストロン）		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会（平成18・19年度は財団法人茅ヶ崎市都市施設公社）			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H20.4.1～H24.3.31	
施設の沿革	昭和54年開設。平成18年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務（和室・大広間）については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、指定管理者が小出地区コミュニティセンターを管理していることから、施設間の連携により従業者に対し指定管理者内で研修を実施し、接遇の向上に努めている。また、維持管理については、指定管理者が指定管理委託料の範囲内で修繕を行い維持管理に努めている。
平成20年度から施設内の余剰スペースを整理したことにより多目的室が設置され事前予約することなく、利用者が打ち合わせ等を実施できるようになった。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
平成18年度と平成19年度の利用者（大広間・和室）は17,000人程度と増加傾向になっていた。しかし、平成20年度は11,000人程度と大幅に減少となった。稼働率がほぼ横ばいであることから1団体あたりの利用人数が減少したことが原因と思われる。
（参考）
ヘルストロン利用者 5,633人（平成20年度）

【運営コスト】
平成20年度から指定管理者が(財)茅ヶ崎市都市施設公社から小出地区コミュニティセンター管理運営委員会に変更となった。初年度は、パソコン購入などの準備費用と入口付近に手すりを設置したり、壁の塗装などを実施するなど施設環境を改善おこなったため増額となっている。

【使用料】
平成20年度の利用料金収入については、平成19年度の使用料収入と比較すると2,200円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換に努める。特に利用者数の増減について市と指定管理者の共同で分析を行い今年度の利用者増に反映させ、また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者（65歳以上の人）の活動場所等に配布するなどして広報活動を強化するよう指導する。

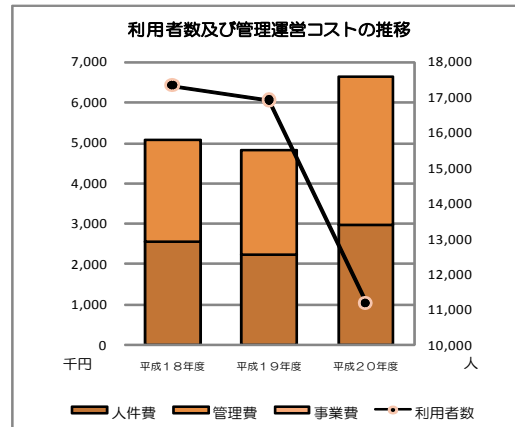
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	17,331	16,924	11,190

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	2,563,352	2,244,969	2,961,800
管理費	2,526,835	2,586,091	3,680,151
事業費	—	—	—
合計	5,090,187	4,831,060	6,641,951



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	18,500	20,000	22,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	294	285	594

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	3	1.32

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
大広間	66.70	64.80	65.02
和室	30.40	33.40	31.91

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10-3 】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家(浜須賀会館)		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	松が丘2－8－63	設置年月日	昭和59年4月25日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 ㎡	延べ床面積	271 ㎡
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室 ※地域集会施設（浜須賀会館）との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和59年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るための施設として完成し、1階に老人憩の家、調理室(63年度増築、地域集会施設)、2階に地域集会施設が併設されている。
また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互理解、意思疎通を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

管理運営について、年間を通して会館窓口を中心として利用者からの意見・要望・苦情を収集、定期的に役員会、運営委員会で検証し、利用者の利便性向上に努め、運営に反映させた。
施設の貸館業務(和室・大広間・会議室)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、ラウンジを一般開放したことにより予約をすることなく囲碁や将棋を行えるようになった。地域集会施設を併設していることもあり、年に1回の浜須賀会館祭りを実施することにより地域に開かれた施設となっている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度は15,646人(大広間、和室、会議室)でとなり若干の減少であった。また、一般開放しているラウンジの利用者は、平成20年度は4,082人(前年4,204人)であることからほぼ横ばいである。
【管理運営コスト】 平成19年度は、前年度と比べて横ばい状態となっている。
【使用料】 平成20年度の利用料金収入については、平成19年度の使用料収入と比較すると23,750円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換に努める。特に稼働率の向上に向けて市と指定管理者の共同で分析を行い今年度の稼働率の向上に反映させ、また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年2回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会館の会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布するなどして広報活動を強化するよう指導する。

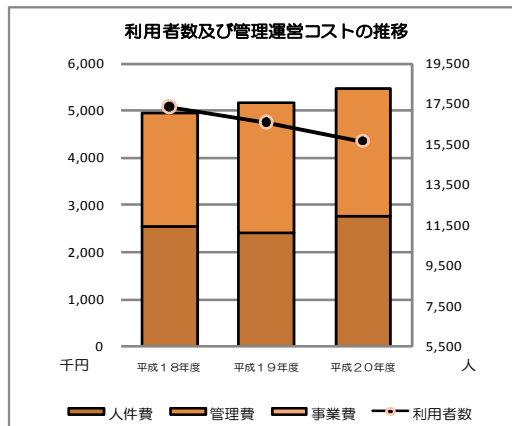
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	17,352	16,586	15,646

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	2,542,693	2,411,487	2,762,744
管理費	2,406,248	2,761,842	2,713,703
事業費	—	—	—
合計	4,948,941	5,173,329	5,476,447



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	54,100	54,950	78,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	285	312	350

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	3.42

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
大広間	58.40	48.00	38.00
和室	34.30	37.00	40.28
会議室	20.60	19.00	15.42

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10-4 】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	萩園 1 2 1 5－4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,199 m ²	延べ床面積	907 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室、娯楽スペース ※萩園ケアセンター及び萩園市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成 1 8 年度	指定管理期間	H18.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年開設。平成 1 8 年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、施設の利用者と懇談会を年2回ほど実施し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

走内公園に隣接していることからゴミの散乱など老人憩の家管理業務以外の面での対応が求められることもあるが、公園みどり課や地域住民等と連携しながら対応できている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。指定管理者の提案により、図書コーナーの設置や利用者懇談会の開催などにより施設利用の利便性の向上に努め利用者が増加傾向にある。また、ラウンジ等の余剰スペースを活用し演奏会などのイベントを開催するなど地域に根ざした運営を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度の利用者は約13,000人で前年と比較して約3,000人増となっている。
【運営コスト】 平成20年度の運営コストは、平成19年度はと比較してほぼ横ばいとなっている。
【使用料】 平成20年度の利用料金収入については、平成19年度の使用料収入と比較すると1,500円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換に努める。また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応ができるよう指導する。

サービス提供について、利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。

利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者（65歳以上の人）の活動場所等に配布するなどして広報活動を強化するよう指導する。

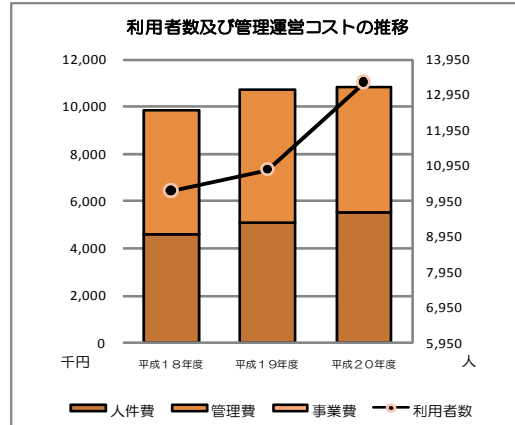
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	10,250	10,839	13,302

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	4,591,180	5,099,224	5,511,648
管理費	5,256,020	5,616,175	5,306,025
事業費	—	—	—
合計	9,847,200	10,715,399	10,817,673



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	6,200	15,900	16,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	961	989	813

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	10	5.95

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
大広間	58.50	57.10	71.66
和室	18.00	20.20	21.82
会議室	28.20	29.60	31.81

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10-5 】

施設名	茅ヶ崎市老人福祉センター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	新栄町13ー44農協ビル3階	設置年月日	昭和58年1月8日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	ー m ²	延べ床面積	590 m ²
	会議室等の内容	大広間、第1和室、第2和室、第1会議室、第2会議室、第3会議室		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和58年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務(和室・大広間・会議室)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、維持管理については、簡易な修繕(障子の張り替え等)は指定管理者が実施することにより修繕料の削減に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成20年度の利用者は76,046人であった。平成19年度と比較して約7,000人の増加である。
【運営コスト】 平成17年度は指定管理者制度の導入より、老人福祉センター(農協ビル3階)に専用の受付窓口を設置したため通信運搬費が前年度より増額となった。平成20年度は横ばい状態となっている。
【使用料】 平成20年度の利用料金収入については、平成19年度の使用料収入と比較すると9,300円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等について情報交換に努める。また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、速やかに対応ができるよう指導する。平成21年度より指定管理者が労協センター事業団に変更となるため、いっそう連携を強くすることにする。サービス提供について、利用者との意見交換会を年4回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。平成21年度から指定管理者が労協センター事業団に変更するため、更なるサービス向上に向けて意見交換を重ねる。利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させる為に、会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布するなどして広報活動を強化するよう指導する。

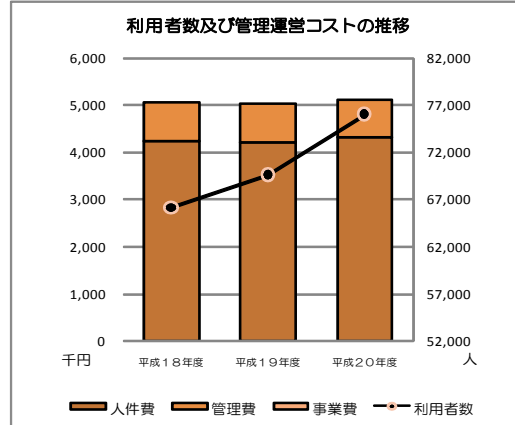
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	66,138	69,612	76,046

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	4,236,626	4,216,037	4,333,549
管理費	826,718	826,664	787,218
事業費	—	—	—
合計	5,063,344	5,042,701	5,120,767



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	2,900	9,300	18,600

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	77	72	67

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	2.32

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
大広間	77.90	77.75	85.43
第1和室・第2和室	49.80	50.77	59.68
第1会議室	66.60	68.40	73.75
第2会議室	43.60	47.21	58.28
第3会議室	67.10	69.27	71.66

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10-6】

施設名	茅ヶ崎市松林ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	松林3-9-28	設置年月日	平成10年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,702 m ²	延べ床面積	715 m ²
	会議室等の内容	1階：相談室、食堂、浴室、日常動作訓練室、介護機器展示コーナー、2階：介護者教育室、会議室 ※市営松林住宅（シルバーハウジング）と併設		
指定管理者	社会福祉法人 慶寿会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成10年12月に茅ヶ崎市営松林住宅（高齢者向け住宅）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。今後は4半期ごとに、指定管理者と連絡調整する機会を設けるようにする。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。

この他にも市委託事業として地域支援事業の転倒予防教室や家族介護教室等を実施している。

通所介護の利用定員について、平成19年11月より30名から35名に変更した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 通所介護の利用定員は35名であり、各年度を通しての利用者は約8,700人である。 平成19年11月より通所介護の利用定員を30名から35名に変更したこともあり、利用者は増加傾向にある。
【管理運営コスト】 施設の老朽化に伴う修繕費や利用者増に伴う人件費の増など毎年微増の傾向にある。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上のために努めるよう指導する。

具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、さらなる事業展開を進めるよう指導する。

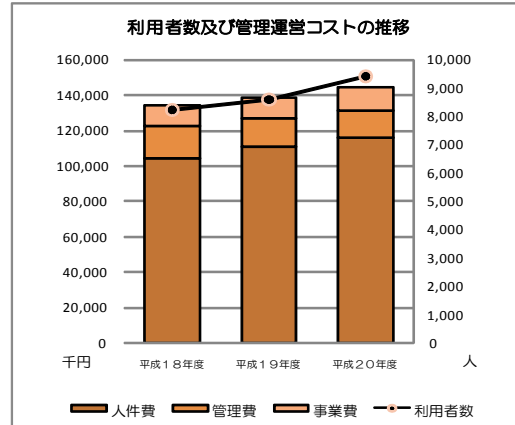
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	8,244	8,599	9,428

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	104,783,045	111,013,956	116,444,294
管理費	17,959,923	16,033,005	15,257,207
事業費	11,610,438	11,977,528	13,011,639
合計	134,353,406	139,024,489	144,713,140



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	16,297	16,168	15,349

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	13	47	29.05

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
相談室	40.00	40.00	40.00
食堂・浴室・日常動作訓練室	88.60	87.48	88.03

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10-7】

施設名	茅ヶ崎市元町ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	元町10-33	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 ㎡	延べ床面積	527 ㎡
	会議室等の内容	介護機器展示コーナー、浴室、介護者教育室、相談室、日常動作訓練室、食堂 ※茅ヶ崎地区コミュニティセンター、在宅介護支援センター、子どもの家茅っ子（かやっこ）との複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 麗寿会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に茅ヶ崎地区コミュニティセンター、在宅介護支援センター、子どもの家茅っ子（かやっこ）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。今後は4半期ごとに、指定管理者と連絡調整する機会を設けるようにする。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。

この他にも市委託事業として地域支援事業の運動機能向上教室や家族介護教室等を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 通所介護の利用定員は25名であり、各年度を通しての利用者は約4,900人である。 平成20年7月より通所介護の利用定員を25名から30名に変更したこともあり、利用者は増加傾向にある。
【管理運営コスト】 デイサービス事業の定員が増加したことによりスタッフの人件費が増額した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上のに努めるよう指導する。

具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、さらなる事業展開を進めるよう指導する。

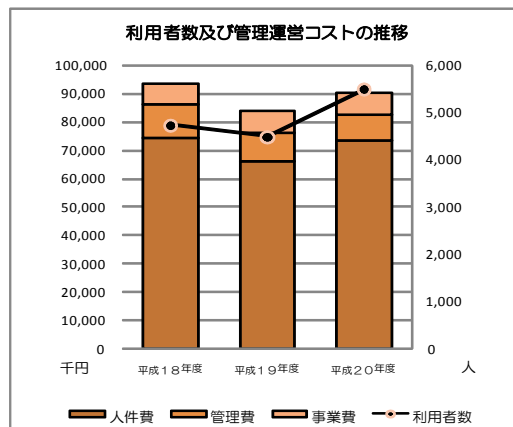
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	4,737	4,490	5,493

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	74,412,251	66,089,644	73,687,036
管理費	12,105,885	10,161,564	8,818,848
事業費	7,077,527	7,681,861	7,926,202
合計	93,595,663	83,933,069	90,432,086



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	19,758	18,693	16,463

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	4	12	7.92

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
介護者教育室	33.00	33.00	33.00
食堂・浴室・日常動作訓練室・相談室	73.70	69.90	74.70

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 10-8 】

施設名	茅ヶ崎市萩園ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	萩園1215-4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,198 m ²	延べ床面積	905 m ²
	会議室等の内容	介護機器展示スペース、相談室・介護相談室、食堂、日常動作訓練室、浴室 ※萩園いこいの里、萩園市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に萩園いこいの里、萩園市民窓口センターとの複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。この他にも市委託事業として地域支援事業の家族介護教室を実施している。今後は4半期ごとに、指定管理者と連絡調整する機会を設けるようにする。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】通所介護の利用定員は25名であり、各年度を通しての利用者は約5,450人である。大きな変動はないが、若干増加している。

【管理運営コスト】全体としてコストは落ちている。主な要因は、制度改正による介護報酬の減収に伴い、法定範囲内で訪問介護の登録ヘルパーや通所介護職員を減員したことがあげられる。

【使用料】設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上に努めるよう指導する。
具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、さらなる事業展開を進めるよう指導する。

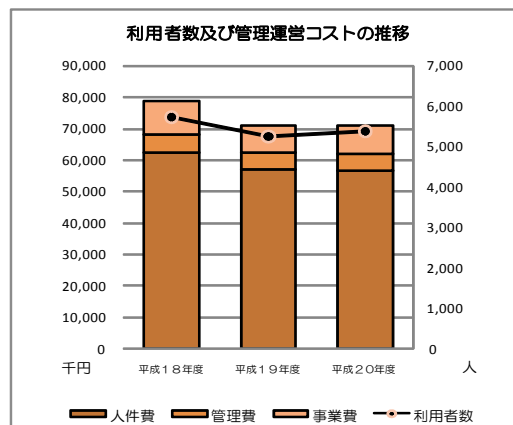
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
利用者数	5,717	5,263	5,386

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
人件費	62,590,058	57,137,530	56,614,984
管理費	5,516,991	5,499,306	5,410,129
事業費	10,848,331	8,648,135	9,256,715
合計	78,955,380	71,284,971	71,281,828



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
コスト	13,811	13,545	13,235

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	3	10	6.95

※常勤職員換算後の人数は平成20年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成18年度 (指定管理者)	平成19年度 (指定管理者)	平成20年度 (指定管理者)
相談室	25.00	25.00	25.00
介護相談室	25.00	25.00	25.00
食堂・浴室・日常動作訓練室	74.20	68.57	70.18

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

指定管理者制度を導入した施設の管理運営状況に関する報告書【平成21年度版】
平成21年（2009年）11月発行 100部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部行政管理課地方分権担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス gyouseikanri@city.chigasaki.kanagawa.jp